「すべての人が　地域で共に生き、支え合う
『つながる』まち、あぐい」

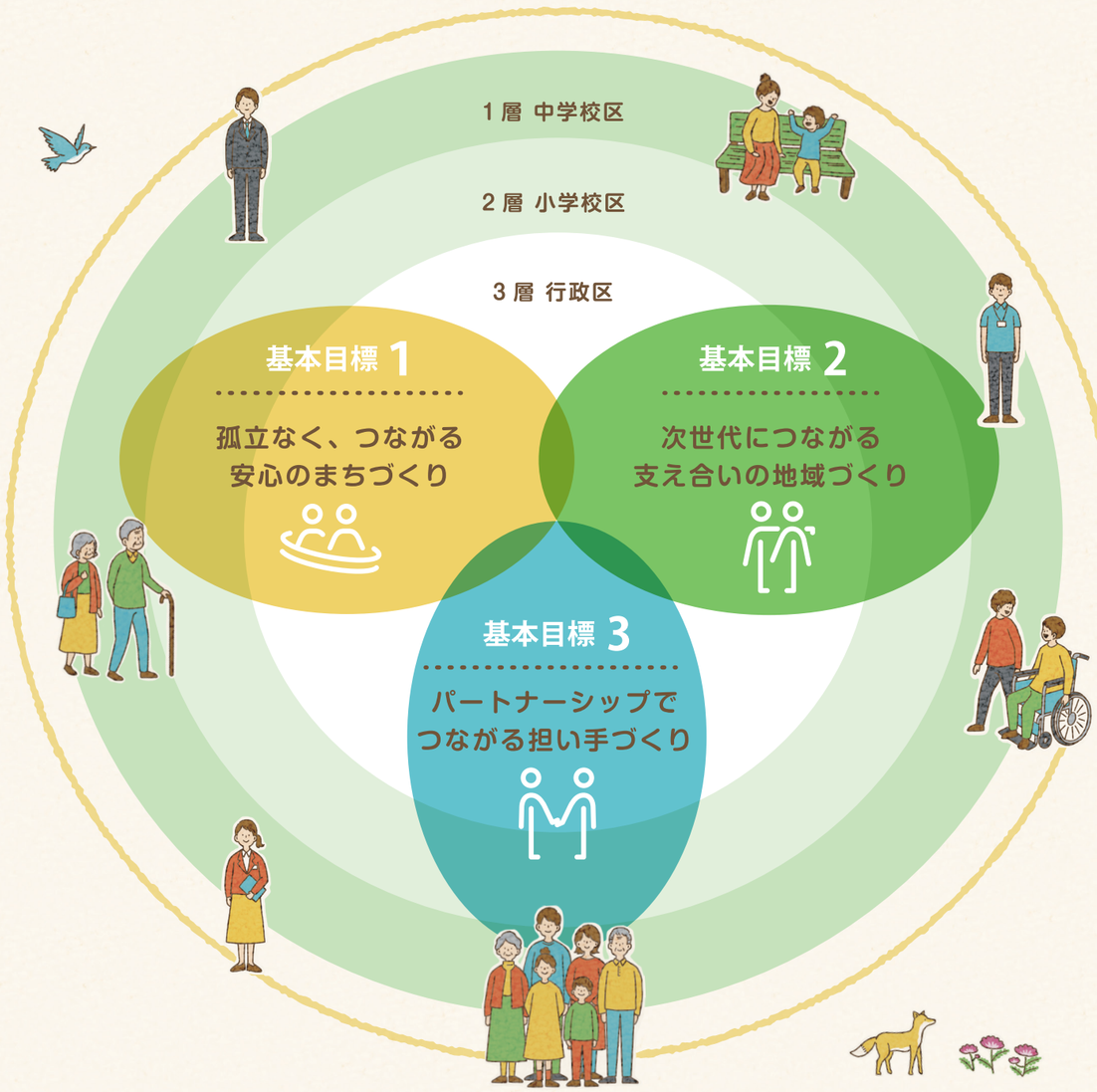

発行：阿久比町 / 令和３年３月　編集：阿久比町民生部住民福祉課
〒470-2292　愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越５０番地
電話：0569－48－1111（代）

第2次 阿久比町地域福祉計画
令和3年度～令和8年度
阿久比町

第2次 阿久比町 地域福祉計画

［令和３年度 ～ 令和８年度］

阿久比町

はじめに

近年、かつてのような家庭や地域における「つながり」が希薄化しており、相互扶助機能の弱体化が課題となっています。また、住民を取り巻く社会環境の変化に伴い、住民ニーズや地域が抱える課題が多様化・複合化していますが、公共サービスには限りがあるため、地域住民を主体としたつながりを再構築し、支え合う体制をつくることが求められております。

本町では、平成27年度から第１次阿久比町地域福祉計画に基づき、地域交流の場であるサロンや住民同士による見守りなど、地域の支え合い活動の拡大を図るとともに、団塊世代の男性を新たな担い手として「オヤジ塾」や「おもちゃ病院」といった活動につなげるなど、地域の住民同士が共に支え合う基盤の整備に努めてまいりました。また、既存の法制度では支援することが困難なゴミ屋敷や引きこもりといった「制度のはざま」の問題など様々な課題に対応するため、令和2年度より地域の福祉相談員として「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」を配置し、地域住民とともに地域の福祉課題の解決に取り組んでいるところです。

一方で、昨年感染が拡大した新型コロナウイルスは世界を不安と混乱の渦に陥れております。感染拡大防止のため外出の自粛や人との接触を減らすことを求められ、本町の地域福祉活動にも大きな影響が出ています。これからの地域福祉を推進していく上では、一人ひとりが新型コロナウィルス感染対策を意識しながらも、地域福祉活動を通して人と人との「つながり」を保ち続け、活動の歩みを止めないことが必要不可欠だと感じております。

今回の第２次阿久比町地域福祉計画の基本理念は、１次計画の基本理念を継承し、「すべての人が地域で共に生き、支え合う『つながる』まち、あぐい」としました。これまで培ってきた基盤を生かしながら、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や社会福祉法人、専門機関など地域の多様な主体が参画し、人と人がつながり支え合える地域をともにつくる「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進してまいります。町民の皆さまにも、今まで以上に地域福祉活動に関心を持っていただき積極的な参加・協働をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案を賜りました、策定委員会委員、作業部会委員の皆さま、また地域福祉ミーティングやヒアリングにご協力をいただきました地域住民の皆さま、福祉関係団体の皆さまに心より御礼申し上げます。

令和３年３月

阿久比町長　竹内啓二

目　次

第１章　地域福祉計画の策定にあたって

１　地域福祉計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
２　地域福祉とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　⑴　地域福祉とは
　⑵　地域福祉計画とは
３　地域福祉計画の圏域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
４　地域福祉計画の目的と位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　⑴　地域福祉計画の法的根拠
　⑵　地域共生社会の実現に向けて
　⑶　地域福祉の推進を図る団体
　⑷　他の関連計画との関係
　⑸　地域福祉と持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の関係
５　地域福祉計画の計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
６　地域福祉計画の策定体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

第２章　阿久比町を取り巻く現状と課題

１　基礎データから見る阿久比町の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
　⑴　人口、世帯数の推移
　⑵　年齢階級別人口
　⑶　行政区別高齢化率等の状況
　⑷　要介護（要支援）認定者数の推移
　⑸　障がい者（児）手帳所持者数の推移
　⑹　園児、児童、生徒数の推移
　⑺　生活保護者、世帯数の推移
　⑻　地域福祉活動団体の状況
２　住民アンケート調査結果からみる課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
３　福祉団体へのアンケート結果からみる課題　・・・・・・・・・・・・・・・・　30
４　地域福祉ミーティングからみる課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31
５　第１次阿久比町地域福祉計画の取組みからみえた課題　・・・・・・・・・・　34
６　第２次阿久比町地域福祉計画に向けた方向性　・・・・・・・・・・・・・・・　37

第３章　地域福祉計画の基本的な考え方

１　地域福祉計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
２　地域福祉計画の基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
３　施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
　⑴基本理念と各目標・重点施策の関係
　⑵関連する福祉分野別計画基本目標との関係

第４章　地域福祉計画の展開

～地域福祉を推進していくための「８つのポイント」～　・・・・・・・・・・・・　46
１　基本目標１　「孤立なく、つながる安心のまちづくり」　・・・・・・・・・・　47
２　基本目標２　「次世代につながる支え合いの地域づくり」　・・・・・・・・・　52
３　基本目標３　「パートナーシップでつながる担い手づくり」　・・・・・・・・　57

第５章　地域福祉計画の推進体制

１　地域福祉計画の進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
２　地域福祉計画の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65
３　社会福祉協議会の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65
４　社会福祉を目的とする事業を経営する者との連携　・・・・・・・・・・・・・　65

資料編

１　策定委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　68
２　作業部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　70
３　地域福祉ミーティング　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72
４　用語説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76

※「障がい」、「障害」の表記について

本計画では、「障がい」、「障がい者」という、ひらがな表記を用います。ただし、法律等で規定されている名称や用語等については、従来通り、「障害」と表記しています。また、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記します。

第１章　地域福祉計画の策定にあたって

１　地域福祉計画策定の背景
２　地域福祉とは
　⑴　地域福祉とは
　⑵　地域福祉計画とは
３　地域福祉計画の圏域
４　地域福祉計画の目的と位置づけ
　⑴　地域福祉計画の法的根拠
　⑵　地域共生社会の実現に向けて
　⑶　地域福祉の推進を図る団体
　⑷　他の関連計画との関係
　⑸　地域福祉と持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の関係
５　地域福祉計画の計画期間
６　地域福祉計画の策定体制

第１章　地域福祉計画の策定にあたって

❶ 地域福祉計画策定の背景

我が国全体で人口減少や少子高齢化が進行する中で、価値観や生活習慣の多様化、世帯の核家族化が進行するとともに、地域の支え合い意識も希薄化しています。

その結果として、社会的孤立、８０５０問題、大人のひきこもり、ゴミ屋敷といった、従来の高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各分野には当てはまらない、制度の狭間にある課題や、複合的な課題を抱えた世帯が増加しています。結果として、これまでのように対象者ごとの縦割り的な制度による公的な福祉サービスだけでは対応が難しい状況が生まれています。

このような状況を受け、平成２８年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、すべての人が地域・暮らし・いきがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等の推進が示されました。

また、同年７月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置するとともに、これまで高齢者支援として推進してきた、分野・主体間を越えた連携による支えあいの仕組み「地域包括ケアシステム」を、高齢者だけでなく地域に暮らすすべての人が丸ごと支え合える仕組みとして深化・進化させる方針を示すなど、「地域共生社会」の実現に向けて動きだしています。

本町においては、平成２６年に「第１次阿久比町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図り、誰もが地域の中で孤立することなく、生涯を通して安心して暮らすことができる福祉のまちの実現に向けて「すべての人が　地域で共に生き、支え合う『つながる』まち、あぐい」を目標に取組みを推進してきました。

「第１次阿久比町地域福祉計画」の計画期間が満了となる中で、社会情勢の変化や、国の制度改正等も踏まえつつ、これまで以上に、本町で暮らすすべての地域住民、事業所・専門職、社会福祉協議会、行政が連携を図りながら、互いにつながり、支え合えるまちをめざし、「第２次阿久比町地域福祉計画」を策定し、本町の地域福祉の推進に努めます。

❷ 地域福祉とは

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、身近な地域の中で、誰もが安心して暮らせるようにするために、地域の福祉資源（施設や人材など）を活用し、地域の状況・課題に応じて、地域で工夫し支え合う地域づくりのことです。

地域福祉を推進していくためには、自分自身による行動や家族・親族で支え合う「自助」、隣近所やボランティアなどの地域住民で支え合う「共助」、公的な制度での支援や福祉サービスなどの「公助」の３つの支え合いを充実させるとともに、それぞれがお互いに補い合う必要があります。

(2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域住民、事業所・専門職、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たす中で「自助」「共助」「公助」を連携させ、力を合わせるための「理念」や「仕組み」を定める計画です。

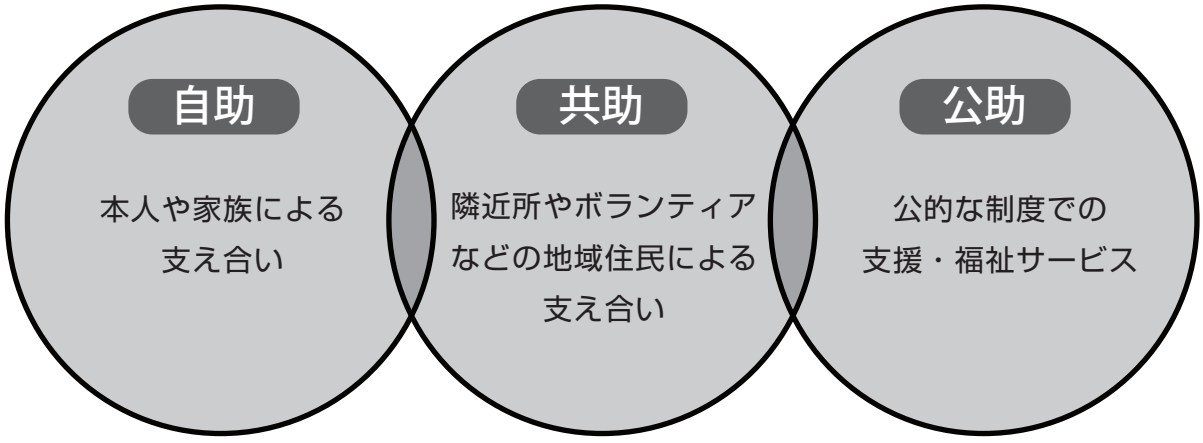

「自助」「共助」「公助」が連携し、力を合わせるための
理念や仕組みを定める計画

||

地域福祉計画

❸ 地域福祉計画の圏域

本計画を実施するにあたり、第１次阿久比町地域福祉計画で定めた第１層（町全域）、第２層（小学校区域）、第３層（行政区域）の３つの圏域を設定し、取り組む施策内容を地域の実情に合わせた最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいきます。

□ 福祉圏域イメージ図

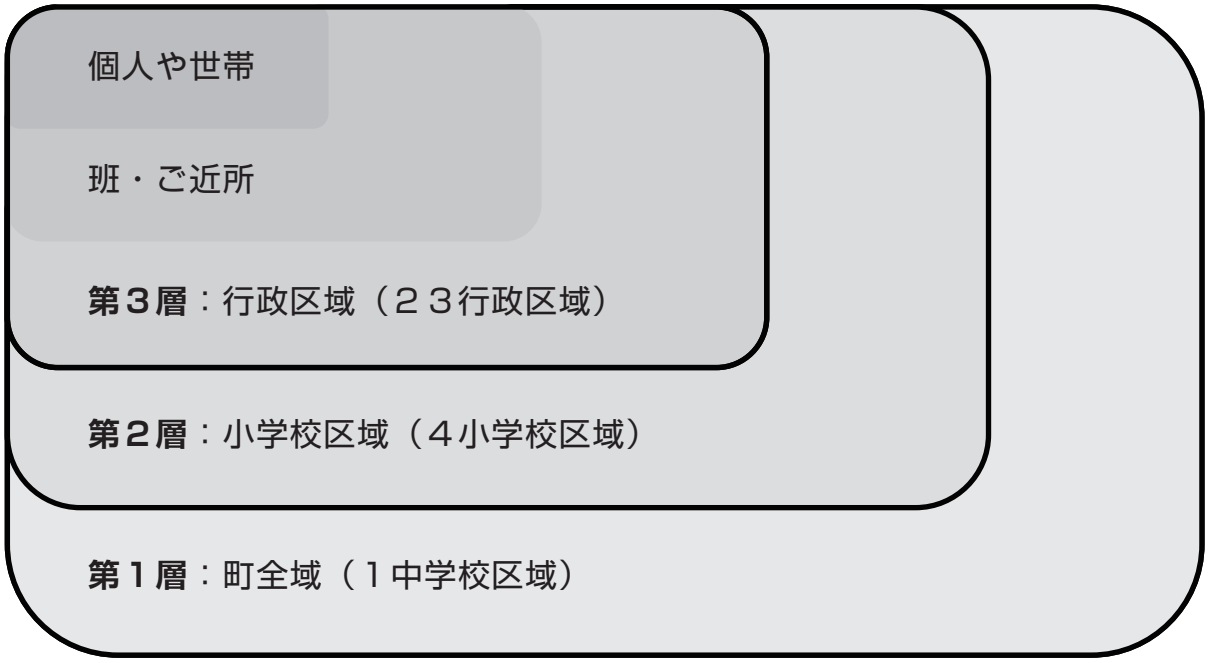

【第１層（町全域、中学校区域）】

町全体で施策を展開することで効果が期待できる範囲です。
施策の例として、町民全体に対する啓発や講演会などの実施が考えられます。

【第２層（４小学校区域）】

４つの小学校区単位で施策を展開することで効果が期待できる範囲です。
施策の例として、１つの行政区では解決できない課題に対する取組みの実施や、他地区との情報交換の機会などが考えられます。

【第３層（２３行政区域）】

町内の２３行政区ごとに施策を展開することで効果が期待できる範囲です。
施策の例として、身近な地域での交流や支え合い活動などが考えられます。

❹ 地域福祉計画の目的と位置づけ

(1) 地域福祉計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第１０７条第１項の規定に基づき、市町村が策定する計画です。

近年、国の動向として、平成２８年には子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての人々が、地域の困りごとを「我が事・丸ごと」と捉え、住み慣れた地域で、生きがいを持って暮らし、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組みが始まりました。

平成２９年の社会福祉法改正により、第１０７条が改正され地域福祉計画に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めることとなりました。また、地域住民および支援関係機関等による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われるための包括的な支援体制の整備を一体的に定めることとなりました。

さらに令和３年４月１日施行の社会福祉法では、第４条の地域福祉の推進の理念が追加され、第１０６条の４として「重層的支援体制整備事業」が定められます。

社会福祉法（抜粋） 令和3年4月改正版　　※下線部は今回の改正・新設部分

（地域福祉の推進）

第四条

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない（新設）

２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

３　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置に講じなければならない。

２．国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

３．国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一．地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二．地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三．生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立支援相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

２　厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

２　前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一．地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業一体的に行う事業

イ．介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ．子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二．生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二．地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三．地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ．介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ．介護保険法第百十五条の四十五条第二項第五号に掲げる事業

ハ．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ．子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四．地域社会から孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五．複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六．前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

３～５（略）

（市町村地域福祉計画）

第百七条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一．地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二．地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

三．地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四．地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五．地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２．市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３．市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

⑵ 地域共生社会の実現に向けて

少子高齢化、人口減少社会を背景とした暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、国は、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を掲げています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

国は、「地域共生社会」の実現のために「我が事・丸ごと」の地域づくりをテーマに下記3つの取組みを進めることを位置づけました。

【1】 他人事を「我が事」と考え、地域住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくり
【2】 地域生活課題に対して、複合課題や世帯を「丸ごと」受け止める場づくり
【3】 世帯全体の複合化、複雑化した課題を受け止める、市町村における包括的な相談支援体制づくり

⑶ 地域福祉の推進を図る団体

阿久比町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により ⑴社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ⑵社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ⑶社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ⑷前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行う「地域福祉を推進する団体」として位置づけられています。

また、平成28年の社会福祉法改正において、社会福祉法人の責務として地域における公益的な取組みの実施が明確化されました。これにより、社会福祉法人が今後より一層の地域福祉の推進を図る団体として期待されます。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

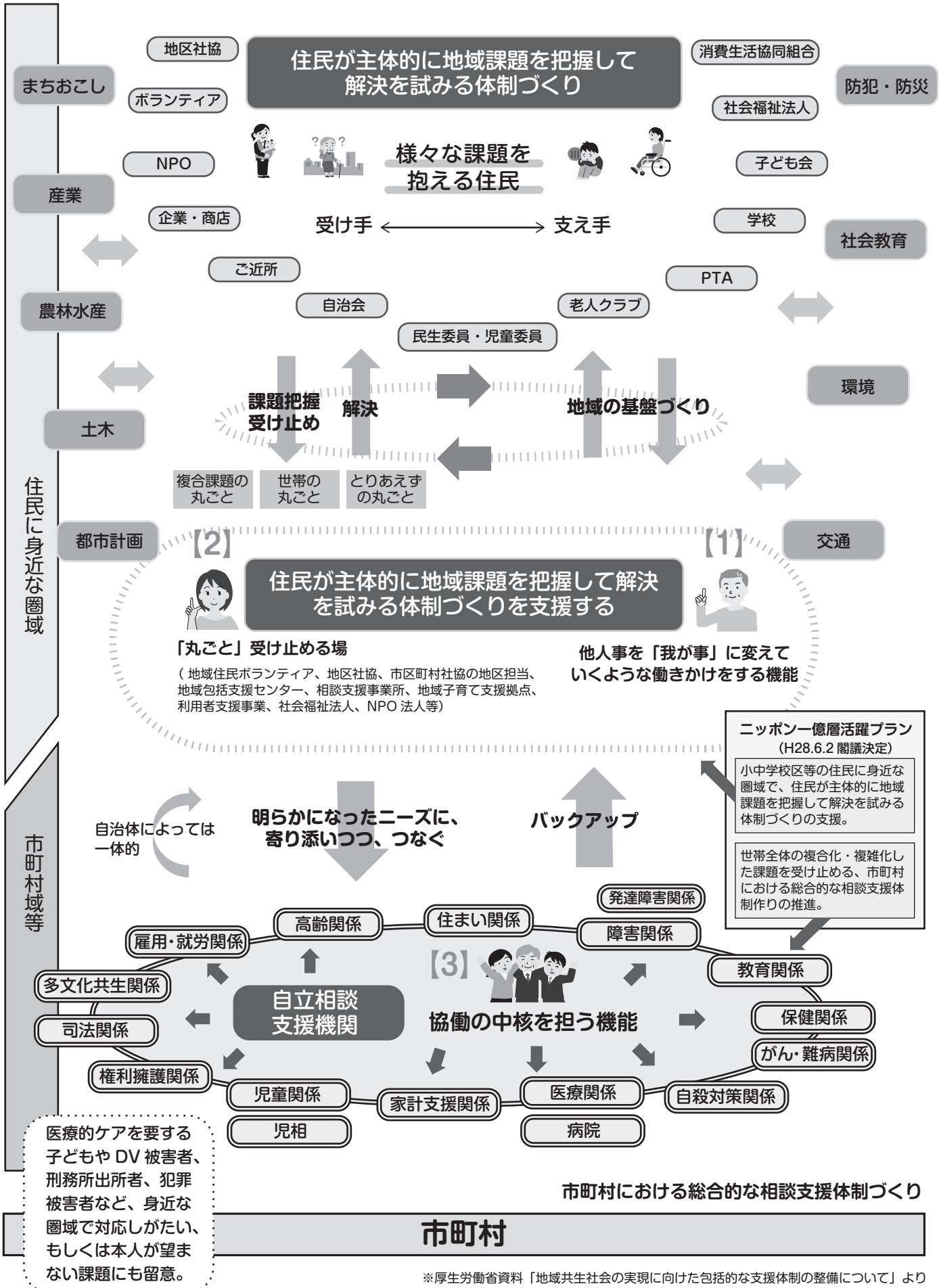

※厚生労働省資料「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」より

(4) 他の関連計画との関係

本計画は、「第6次阿久比町総合計画」との整合性を図りながら、高齢、障がい、子育て、保健等、多分野の計画を横断的･総合的に統合する基盤計画として位置づけられる、地域福祉推進の基本的指針となる計画です。

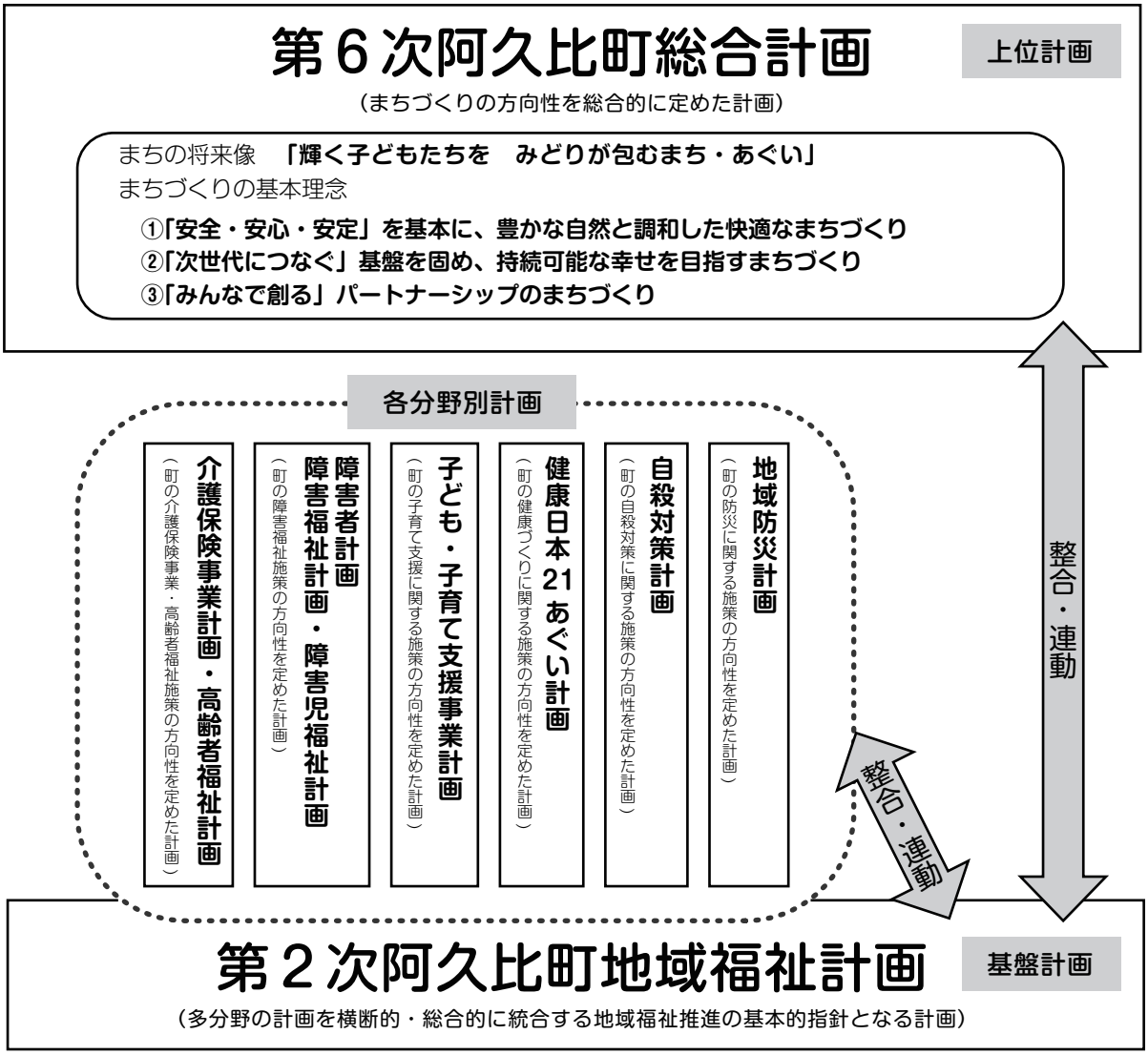

□ 福祉分野の各分野別計画における理念など

分野別計画名	理念など
介護保険事業計画･高齢者福祉計画	すべての人がやすらぎを感じ、高齢期を安心して生活できる地域共生のまちづくり
障害者計画	共に生き、共に支え合う、安心で住みよい　あぐい
子ども･子育て支援事業計画	子どもが健康で輝きながら育つまち阿久比
健康日本21あぐい計画	新しい形でのつながりや支え合いによる健康づくりを進めるまち
自殺対策計画	気づきと見守りにより、自殺のない町　阿久比町

(5) 地域福祉と持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の関係

「SDGs（エスディージーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で2015年9月の国連サミットで採択されました。2030年に向けて世界中で達成すべき事柄として、17の目標と169のターゲットで構成されています。

令和元年に、愛知県が「SDGs未来都市」に内閣府から選定され、本町においてもSDGsの目標達成に寄与する取組みが求められています。本町においてもSDGsの視点を取り入れ、地域福祉計画の基本目標の達成に向けた各種施策を推進していきます。

特に本計画と関連が強いもの

1．貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

2．飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を促進する

3．すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

4．質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的（※）かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

5．ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

8．働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

10．人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する

11．住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする

17．パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

❺ 地域福祉計画の計画期間

本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。

□ 上位計画と各分野別計画の期間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総合計画		第６次計画									
地域福祉計画		第２次計画 前期			第２次計画 後期			第３次計画 前期			
福祉分野別計画	介護保険事業計画・高齢者福祉計画	第８期計画			第９期計画			第10期計画			
	障害者計画										
	障害福祉計画	第６期計画			第７期計画			第８期計画			
	障害児福祉計画	第２期計画			第３期計画			第４期計画			
	子ども・子育て支援事業計画	第２期計画				第３期計画					
	健康日本21あぐい計画	第３次計画									
	自殺対策計画										

※「障害者計画」、「自殺対策計画」には期別の表記がありません。

❻ 地域福祉計画の策定体制

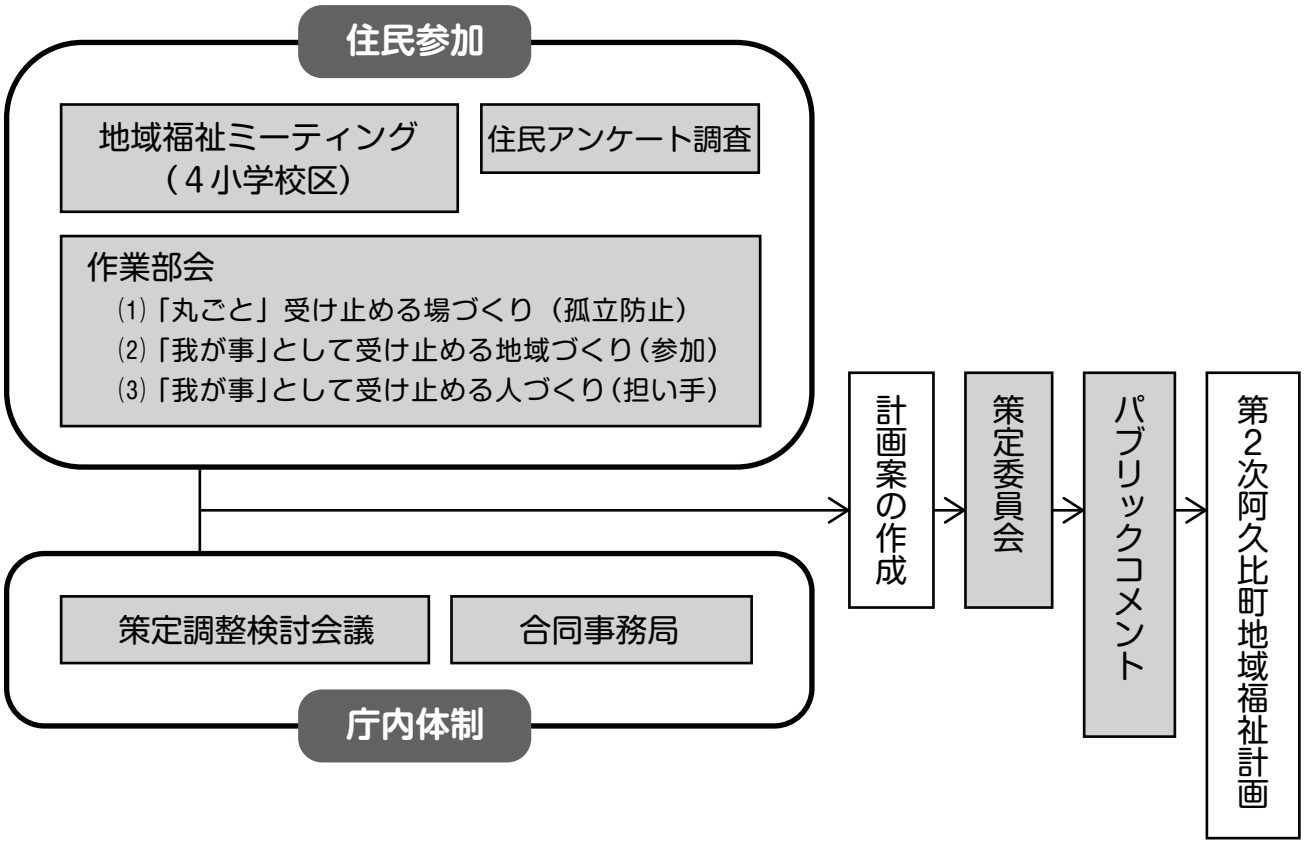

項　目	役　　割
策定委員会	地域関係者、福祉関係者、福祉関係事業者、学識経験者などで構成する策定委員会を設置し、地域福祉計画の方向性や計画案の審議を行いました。
作業部会	住民参加の一環として、地域関係者、民生委員･児童委員、町内の福祉事業所、当事者団体、行政職員などで構成する作業部会を設置し、具体的な事業･活動案を検討しました。
地域福祉ミーティング	住民参加の一環として、町内4小学校区ごとに各2回、地域福祉ミーティングを開催し、町民が日頃感じている地域での福祉課題や、解決のための手段や役割分担についてワークショップ形式で意見交換を行いました。
住民アンケート調査	地域福祉に関連する項目について、第6次阿久比町総合計画の策定にあたり実施した住民アンケート調査の結果を活用しました。
策定調整検討会議	庁内の体制として、地域福祉に関係する各課長で構成する策定調整検討会議を設置し、各部署が管轄する総合計画、分野別計画との連携を図りながら、町役場内の関係部署間の調整や計画の内容を検討しました。
パブリックコメント	計画案に対して、広く町民に意見を求めました。
合同事務局	住民福祉課と社会福祉協議会で合同事務局を設置しました。

第２章　阿久比町を取り巻く現状と課題

1　基礎データから見る阿久比町の現状
⑴　人口、世帯数の推移
⑵　年齢階級別人口
⑶　行政区別高齢化率等の状況
⑷　要介護（要支援）認定者数の推移
⑸　障がい者（児）手帳所持者数の推移
⑹　園児、児童、生徒数の推移
⑺　生活保護者、世帯数の推移
⑻　地域福祉活動団体の状況
2　住民アンケート調査結果からみる課題
3　福祉団体へのアンケート結果からみる課題
4　地域福祉ミーティングからみる課題
5　第１次阿久比町地域福祉計画の取組みからみえた課題
6　第２次阿久比町地域福祉計画に向けた方向性

第２章　阿久比町を取り巻く現状と課題

❶ 基礎データから見る阿久比町の現状

⑴ 人口、世帯数の推移

本町の令和2年4月1日現在における人口は28,655人、世帯数は10,760世帯となっています。過去には新興住宅地の開発による年少人口の急激な増加がありましたが、近年では落ち着きをみせています。今後は全国的な傾向と同様に、高齢者人口が増加していくことが考えられます。

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和7年(推計値)
人口	28,014	28,372	28,671	28,660	28,746	28,655	29,010
男	13,861	14,070	14,206	14,213	14,242	14,218	—
女	14,153	14,302	14,465	14,447	14,504	14,437	—
0歳～14歳人口（年少人口比率）	4,519	4,595	4,762	4,805	4,866	4,873	4,783
	16.1%	16.2%	16.6%	16.8%	16.9%	17%	—
15歳～64歳人口（生産年齢人口比率）	16,621	16,685	16,667	16,591	16,547	16,414	16,619
	59.3%	58.8%	58.1%	57.9%	57.6%	57.3%	—
65歳以上人口（高齢者人口）	6,874	7,092	7,242	7,264	7,333	7,368	7,607
	24.5%	25%	25.3%	25.3%	25.5%	25.7%	—
世帯数	10,041	10,269	10,425	10,549	10,650	10,760	—

資料：住民基本台帳（各年４月１日） 令和7年は第２期阿久比町人口ビジョン

□ 人口、世帯数の推移

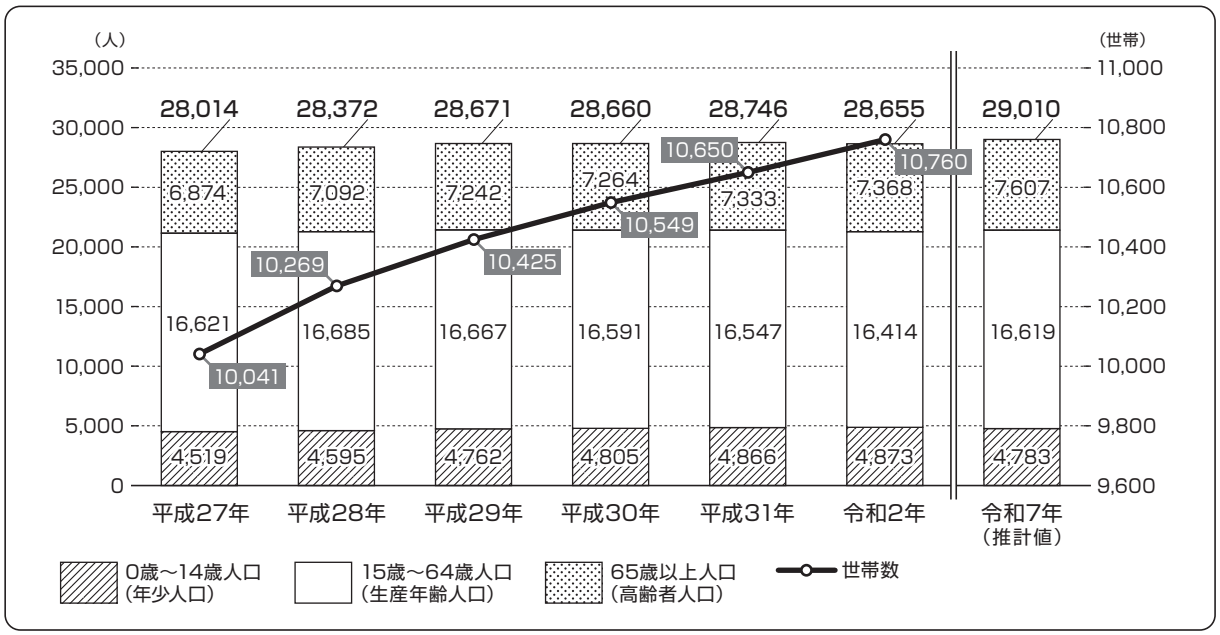

(2) 年齢階級別人口

令和2年4月1日現在の年齢階級別人口では、「40歳～44歳」の人口が最も多く、次いで「45歳～49歳」、「35歳～39歳」、「70歳～74歳」の順に人口が多くなっています。

他市町と比較すると0歳～14歳人口が微増しているのも本町の特徴です。

□ 年齢階級別人口

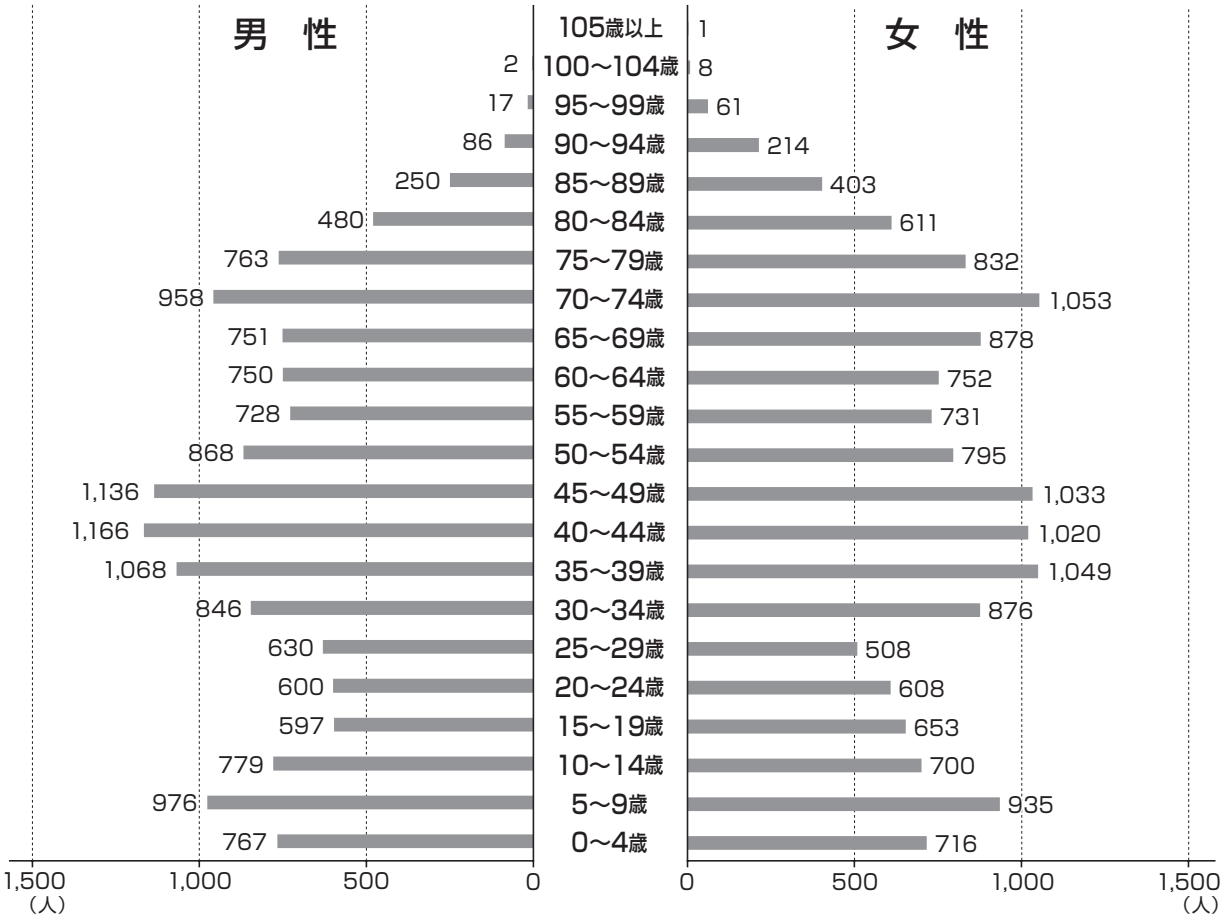

資料：住民基本台帳（令和２年４月１日現在）

(3) 行政区別高齢化率等の状況

行政区別の年少人口比率、高齢者人口比率、後期高齢者人口比率では、行政区ごとに特徴があることがわかります。

高齢者人口では、白沢台地区44.1%が一番高く、次いで高根台地区43.8%、宮津山田地区41.4%となっています。後期高齢者人口では、宮津山田地区が29.6%と一番高く、次いで阿久比団地地区23.6%、白沢台地区23.0%となっています。

年少人口では、陽なたの丘地区が42.3%と一番高く、次いで宮津地区22.6%、大古根地区20.7%と続いています。

（単位：人）

学区	行政区	世帯数（世帯）	人口	年少人口（0～14歳）	少子化率	高齢者人口（65歳以上）	高齢化率	後期高齢者人口（75歳以上）	後期高齢化率
東部	横松	96	289	30	10.4%	103	35.6%	55	19.0%
	萩	109	311	26	8.4%	95	30.5%	46	14.8%
	宮津	651	1,890	427	22.6%	358	18.9%	180	9.5%
	宮津山田	361	910	93	10.2%	377	41.4%	269	29.6%
	宮津団地	793	1,963	292	14.9%	519	26.4%	192	9.8%
	陽なたの丘	844	3,017	1,275	42.3%	69	2.3%	15	0.5%
英比	板山	310	871	87	10.0%	277	31.8%	136	15.6%
	福住	293	801	92	11.5%	292	36.5%	143	17.9%
	福住園高台	250	616	65	10.6%	250	40.6%	135	21.9%
	高根台	579	1,424	112	7.9%	624	43.8%	248	17.4%
	白沢	859	2,191	311	14.2%	606	27.7%	308	14.1%
	白沢台	245	640	65	10.2%	282	44.1%	147	23.0%
	メイツ巽ヶ丘	111	254	27	10.6%	51	20.1%	23	9.1%
	坂部	557	1,450	189	13.0%	368	25.4%	176	12.1%
	卯之山	458	1,213	225	18.5%	323	26.6%	176	14.5%
	阿久比団地	164	407	42	10.3%	164	40.3%	96	23.6%
草木	草木	1,403	3,737	585	15.7%	947	25.3%	398	10.7%
南部	阿久比	411	1,107	146	13.2%	286	25.8%	150	13.6%
	椋岡	235	643	57	8.9%	195	30.3%	105	16.3%
	矢口	241	609	65	10.7%	182	29.9%	102	16.7%
	高岡	136	373	38	10.2%	131	35.1%	70	18.8%
	植	1,027	2,577	315	12.2%	590	22.9%	307	11.9%
	大古根	517	1,453	301	20.7%	245	16.9%	135	9.3%
合　計		10,650	28,746	4,865	16.9%	7,334	25.5%	3,612	12.6%

資料：住民基本台帳（令和２年４月１日現在）

⑷ 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は年々増加している状況です。要支援と要介護１までの、いわゆる軽度者が全体の半数を占めています。高齢者数の増加に伴い、今後も認定者が増加していくことが考えられます。

（単位：人）

区　分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
支援1	100	104	129	135	136	156
支援2	86	114	140	148	175	167
要介護1	190	196	154	178	186	168
要介護2	124	142	158	158	164	164
要介護3	98	95	110	110	123	129
要介護4	136	133	128	127	114	108
要介護5	71	77	66	62	68	79
要介護(要支援)認定者合計	805	861	885	918	966	971

資料：第8期阿久比町介護保険事業計画・高齢者福祉計画より

□ 要介護（要支援）認定者数の推移

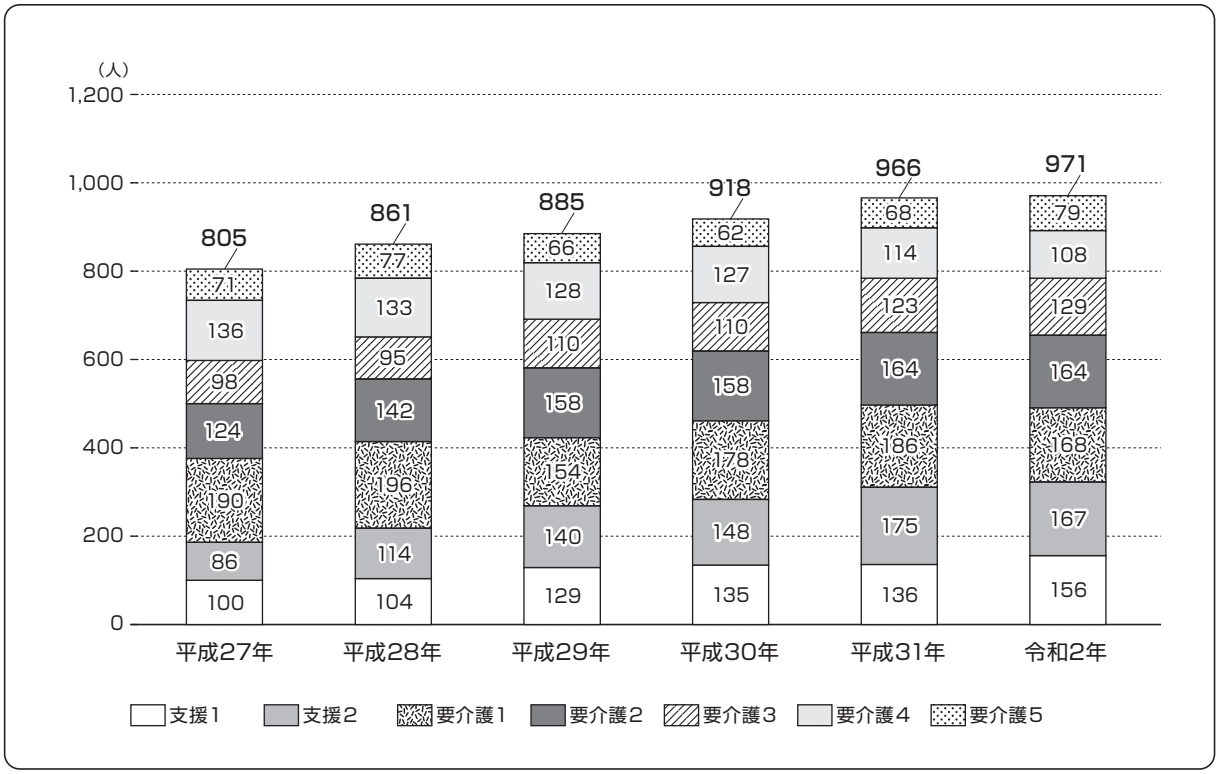

⑸ 障がい者（児）手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数では、総数は微減しています。級別では１級が増加していますが、3級・4級は減少傾向にあります。また障がい別では視覚、聴覚、肢体の各障がいで減少傾向にありますが、内部障がいは増加傾向にあります。

（単位：人）

級　別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1　級	227	231	236	238	240	231
2　級	85	90	91	95	91	102
3　級	199	196	194	187	174	173
4　級	211	209	203	191	199	197
5　級	45	45	42	42	43	41
6　級	46	50	49	46	44	42
合　計	813	821	815	799	791	786

資料：町政概要（各年４月１日現在）

（単位：人）

障がい別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視　覚	33	32	31	27	27	31
聴　覚	51	52	50	51	47	46
言　語	5	6	6	5	5	5
肢　体	461	463	459	447	432	428
内　部	263	268	269	269	280	276
合　計	813	821	815	799	791	786

資料：町政概要（各年４月１日現在）

□ 身体障害者手帳所持者数の推移

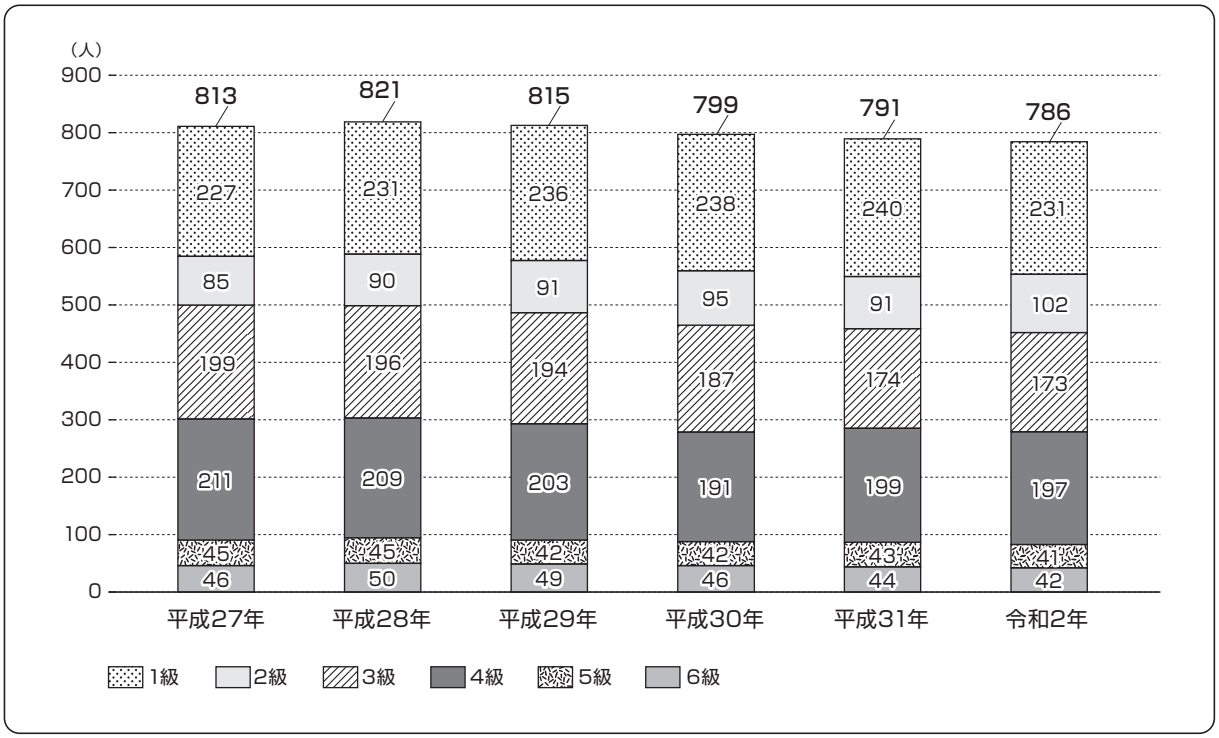

②療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A　IQ35以下	69	73	72	74	73	77
18歳以上	52	51	52	55	53	55
18歳未満	17	22	20	19	20	22
B　IQ36～50	48	48	50	59	58	57
18歳以上	36	37	37	42	41	43
18歳未満	12	11	13	17	17	14
C　IQ51～75	49	54	57	61	67	74
18歳以上	23	25	26	27	29	29
18歳未満	26	29	31	34	38	45
合計	166	175	179	194	198	208
18歳以上　合計	111	113	115	124	123	127
18歳未満　合計	55	62	64	70	75	81

資料：町政概要（各年４月１日現在）

□ 療育手帳所持者数の推移

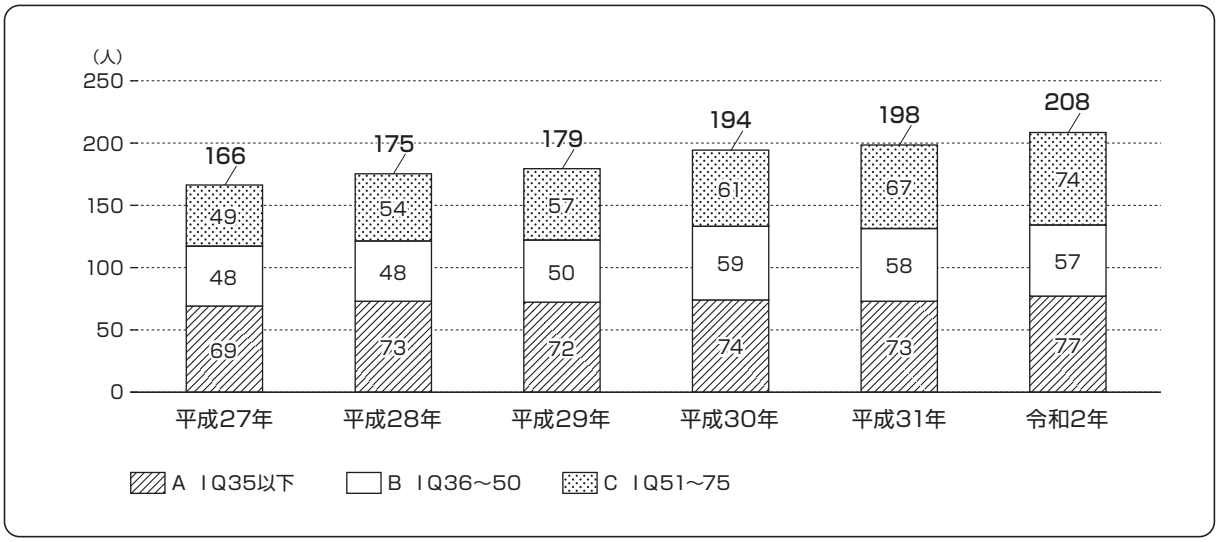

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	16	18	27	32	29	30
18歳以上	16	18	27	32	29	30
18歳未満	0	0	0	0	0	0
2級	88	93	108	109	105	115
18歳以上	88	93	108	108	103	113
18歳未満	0	0	0	1	2	2
3級	30	34	41	37	40	49
18歳以上	29	30	36	33	36	45
18歳未満	1	4	5	4	4	4
合計	134	145	176	178	174	194
18歳以上　合計	133	141	171	173	168	188
18歳未満　合計	1	4	5	5	6	6

資料：町政概要（各年４月１日現在）

□ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

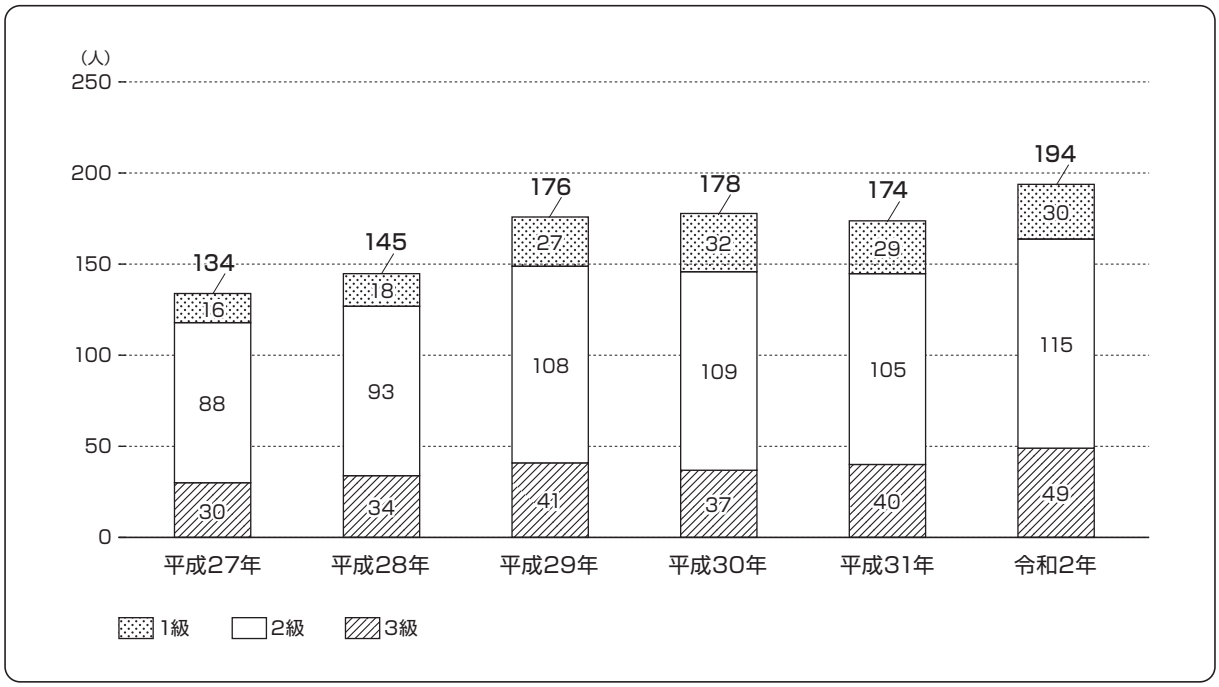

⑹　園児、児童、生徒数の推移

園児（保育園、幼稚園児）、児童（小学校児童）、生徒（中学校生徒）数の推移では、総数は増加しています。

園児数は平成28年をピークに減少し、児童数は急増している状況です。今後は進学に伴い、生徒数が増加していくことが見込まれます。

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1 草木保育園	123	120	122	129	122	111
2 宮津保育園	224	225	211	206	178	158
3 英比保育園	238	236	221	212	209	196
4 城山保育園	42	60	60	54	44	53
5 東部保育園	125	126	117	105	88	97
6 中部保育園	93	86	81	70	76	74
7 南部保育園	89	101	95	94	85	—
8 いしざかやまこどもえん（保育園部分）	—	—	—	—	—	80
9 ひなた保育園	—	25	34	27	22	30
10 SAKURA保育園	—	—	27	47	63	58
保育園合計	934	979	968	944	887	857
11　ほくぶ幼稚園	152	151	151	151	151	138
12 いしざかやまこどもえん（幼稚園部分）	—	—	—	—	—	5
幼稚園合計	152	151	151	151	151	143
13　東部小学校	562	652	764	858	942	959
14　英比小学校	438	427	454	468	477	570
15　草木小学校	216	230	238	257	265	261
16　南部小学校	369	372	366	377	388	373
小学校合計	1,585	1,681	1,822	1,960	2,072	2,163
17　阿久比中学校	749	719	722	703	718	803
幼保小中学校合計	3,420	3,535	3,663	3,758	3,828	3,966

資料：町政概要（保育園：各年４月１日現在）
（幼稚園・小学校・中学校：各年５月１日現在）

□ 園児、児童、生徒数の推移

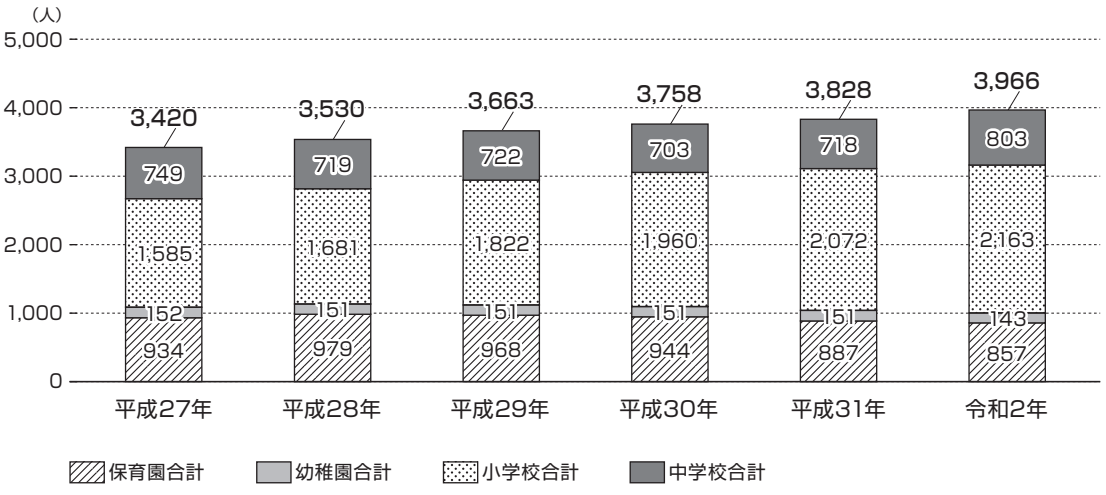

(7) 生活保護者、世帯数の推移

生活保護者、世帯数の推移では、減少傾向にありましたが、近年の社会情勢の変化により今後は増加が見込まれます。

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
生活保護 被保護者数	42	44	41	36	32	35
生活保護 被保護世帯数(世帯)	35	37	36	31	28	29
保護率 (被保護者/人口)	0.15%	0.16%	0.14%	0.13%	0.11%	0.12%

資料：町政概要（各年４月１日現在）

□ 生活保護者、世帯数の推移

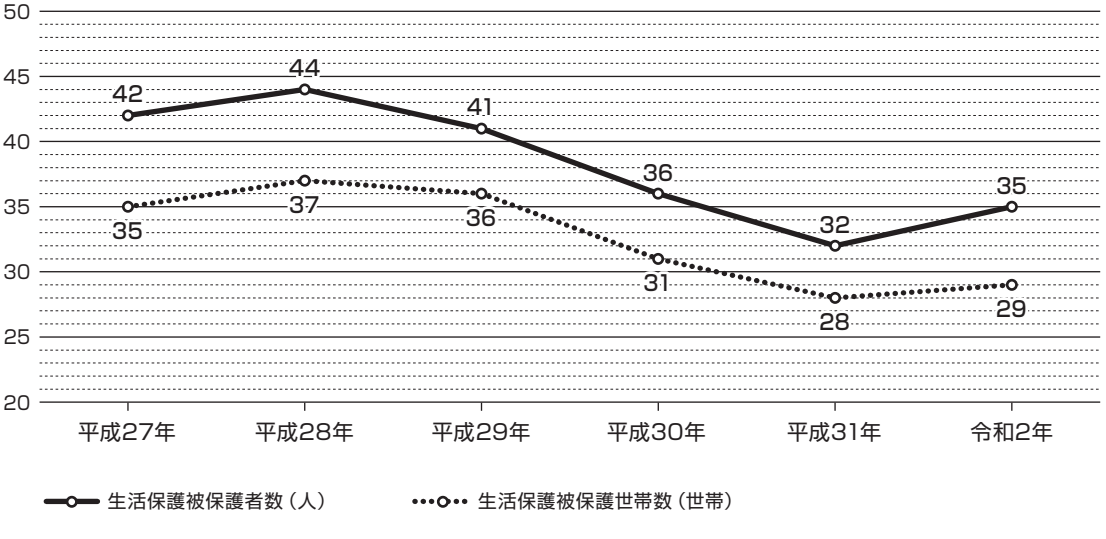

⑻　地域福祉活動団体の状況

本町では、民生委員･児童委員協議会、いきいきクラブや子ども会、障がい者の当事者団体、ボランティアグループなどさまざまな団体が地域福祉活動を行っています。

①民生委員・児童委員協議会（令和２年４月１日現在）

民生委員･児童委員　44人（内主任児童委員3人）

毎月1回定例会を開催し、委員の担当する地域の職務に関する連絡、報告等をしながら行政機関との連絡を行っています。任期は3年ですが、令和2年度は委員の半数が交代しました。

②各種福祉団体会員数推移

いきいきクラブの会員数は年々減少しています。子ども会の会員数は児童の増加に伴い一時急増しました。身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会、遺族会はいずれも会員数が減少しています。

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
いきいきクラブ数（クラブ数）	60	60	60	61	61	61
いきいきクラブ会員数	4,009	3,948	3,811	3,808	3,741	3,668
子ども会数（会数）	24	24	24	24	24	24
子ども会会員数	1,516	1,612	1,745	1,865	1,865	1,787
身体障害者福祉会会員数	160	149	130	119	105	98
手をつなぐ育成会会員数	56	52	48	36	36	33
精神障害者家族会会員数	12	11	11	11	11	11
母子寡婦福祉会会員数	53	50	52	51	52	52
遺族会会員数	119	111	106	100	93	84

資料：社会福祉協議会（各年４月１日現在）

③ボランティア個人登録者数、グループ数・グループ会員数推移

ボランティアセンターに登録している個人ボランティア登録数は減少しています。また、登録グループの会員数は平成30年度をピークに減少しています。

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
個人ボランティア数	57	67	57	62	49	30
ボランティアセンター登録グループ数（グループ数）	31	34	35	36	35	35
ボランティアグループ会員数	604	621	617	641	588	585

資料：社会福祉協議会（各年４月１日現在）

④行政区での支え合い活動の実施状況

行政区では、サロン活動、ボランティア訪問活動、助け合い活動などの支え合い活動を実施しています。

現在サロン活動は16地区、ボランティア訪問活動は9地区、助け合い活動は5地区で実施しています。

学区	行政区	サロン活動	ボランティア訪問活動	助け合い活動
東部	横松			
	萩			
	宮津	○	○	
	宮津山田	○	○	○
	宮津団地	○	○	
	陽なたの丘			
英比	板山			
	福住	○		○
	福住園高台	○		○
	高根台	○	○	○
	白沢	○		
	白沢台	○	○	
	メイツ巽ヶ丘			
	坂部	○	○	○
	卯之山			
	阿久比団地	○	○	
草木	草木	○		
南部	阿久比	○		
	椋岡	○		
	矢口	○	○	
	高岡			
	植	○		
	大古根	○	○	
合計		16地区	9地区	5地区

サロン活動	地区の集会所などで、月1～2回一人暮らしの高齢者や概ね75歳以上の高齢者を対象に、ふれあいを目的としたモーニングの提供、軽い運動などの活動です。 ※全世代を対象に実施している地区もあります
ボランティア訪問活動	一人暮らしの高齢者や高齢者世帯など見守りを希望する人を地域で登録し、ボランティア2人～3人1組で月1回見守る活動です。
助け合い活動	刃物とぎやお助けマン活動（電球交換や粗大ごみ出し支援）などの地区独自の活動です。

□ サロン活動、訪問活動、助け合い活動の様子

宮津団地サロン

福住サロン

大古根ふれあい訪問

宮津山田助け合い活動

❷ 住民アンケート調査結果からみる課題

第6次阿久比町総合計画策定のために実施した住民アンケート調査の内、本計画に関連する項目である、住民の地域活動に対する考えに注目しました。（令和元年9月実施　有効回答数758）

アンケート問13①
「地域活動･ボランティアへの現在の参加状況と、今後の参加意向について」

「現在、参加しているし、今後も参加したい」	**23.9%**
「現在、参加してないが、今後は参加したい」	**26.3%**
「現在、参加しているが、今後は参加するつもりはない」	5.1%
「現在、参加してないし、今後も参加するつもりはない」	41.6%
無回答	3.2%

参加したい 50.2%

アンケート問13②
「今後（今後とも）どのような地域活動･ボランティア活動に参加したいと思いますか」
（※3つまで回答可）（※上位9項目抜粋）

「大字･自治会などの活動」	36.8%
「公園･道路の清掃や花壇の世話」	23.7%
「いきいきクラブ（老人クラブ）や女性団体、子ども会などの活動」	21.3%
「子育て支援に関する活動」	18.4%
「教育･文化･スポーツ活動の指導･運営に関する活動」	17.1%
「地域づくりやまちおこしに関する活動」	17.1%
「自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動」	14.5%
「高齢者や障がい者の手助けなど福祉に関する活動」	13.2%
「自主防災や災害援助に関する活動」	11.3%

結果から、地域活動･ボランティアに「参加したい」という意識のある住民が半分の割合を占めることと、その内容が多岐に渡ることがわかります。現在の活動が継続していくための支援や、潜在的意識のある人を実際の活動につなげていくための取組みにより、今後も多くの方が地域活動やボランティア活動の担い手となることが見込まれます。

一方で、参加意向の回答内容を年代別に見た場合、10代･20代のうち実に63.5%が「現在、参

加してないし、今後も参加するつもりはない」と回答しているため、若年層に地域活動に興味関心を持ってもらえるような取組みが必要であることがわかります。

　また、今後定年退職を迎えることで重要な地域の担い手として期待される50代では、36.4%が「現在、参加してないが、今後は参加したい」と回答しており、これらの年代をターゲットに、潜在的意識を今後の実際の活動に結びつけられるような取組みが重要であることがわかります。

❸ 福祉団体へのアンケート結果からみる課題

障がいのある人たちが日頃感じていることなどから地域福祉に関する課題を把握するため、障がい者当事者団体である身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会に対しアンケートを行いました。（令和2年7月実施）

□ 寄せられた回答（抜粋）

【当事者団体に関すること】

・会員の減少と高齢化、新規加入者の増加のための取組みで困っている
・当事者や家族が孤立しないよう、家族会を紹介する場が欲しい
・当事者の会の存在を知らない町民にも知ってもらえるよう、広報等で活動の紹介が必要

【障がいのある人に関すること】

・「障がいの認定がされていないから仕方無い」で終わらせない地域になってほしい
・障がい者本人とその家族の中には「自分達はどの分野に該当するか」もわからない人たちがいるのではないだろうか
・ある障がい者のもとを訪問した際、積極的に次から次へと話をしてきてくれた。「話し相手が居ないのだな」と強く感じた。何に困っているかを把握するには、訪問する事、話をする事が一番だと感じた
・多くの当事者がもっと積極的に（地域活動に）参加できるようになってほしい
・(障がい特性のために)お金の管理が難しい

【町民の理解に関すること】

・精神障がい者はまだまだ地域になじめていないと感じるので、周知と理解が進んでほしい
・障がい者の周囲で実際に起きている事、良い経験や苦い経験などを全ての町民に知ってもらいたい
・地域福祉の委員会等で、障がい者本人や家族の「生の声」「訴えたい事」「こういう事をして欲しい」などを知ってもらえる場、話し合える場を持てるといい
・当事者ではない町民全体に福祉を知ってもらうために、広報やチラシ以外に、人の集まる場所、学ぶ場所、観る場所（TV、演劇、動画等）での発信が必要

結果から、障がい者当事者団体においても会員不足という大きな課題があり、担い手確保のための団体活動周知を行っていく必要があることがわかります。

また、障がいのある人たちが社会から孤立してしまうことを心配する声も見受けられ、地域と関わることができる機会を設けたり、町民全体への障がいそのものに対する理解啓発を進めていく必要があることもわかります。

❹ 地域福祉ミーティングからみる課題

住民が日頃感じている地域の福祉課題の把握と、それらを解決するための手段や役割分担の考え方について意見交換を行うことを目的として、各小学校区域の住民を対象に「地域福祉ミーティング」を実施しました。

⑴ 日程、場所、参加者数 （令和元年度実施）

学区	場所	第１回		第２回	
		日程	参加者数	日程	参加者数
東部	宮津公民館	9月 5日	38人	11月 7日	35人
英比	中央公民館	9月19日	29人	11月21日	27人
草木	草木公民館	9月12日	16人	11月14日	16人
南部	エスペランス丸山	9月26日	18人	11月28日	25人
		合計	101人	合計	103人

⑵ 内容

① 第１回地域福祉ミーティングの状況

参加者で小グループに分かれ、以下の3つのテーマについて話し合いました。

A 阿久比町（住んでいる地区、小学校区）のここがいいところ

- 住みやすい
- あいさつが盛ん
- ボランティアが盛ん
- 参加意識がある
- 環境
- 病院が多い
- 地域のまとまりがある
- 団結力がある
- 支え合い活動が盛ん
- 子どもが元気
- 自然が豊か
- 交通の便がいい
- 世代間のつながりがある
- 行事が盛ん
- 隣近所の交流がある
- 高齢者が元気
- 街並みがきれい
- 施設が充実している

B 6年後こんな町だったらいいな

- 活気あふれる
- ボランティアが盛ん
- 参加意識がある
- 世代間交流
- 自然が豊か
- 施設の充実
- 空き地の利用
- 支え合い活動の活性化
- 伝統を守る
- 子ども、若者が増える
- 高齢者が元気、安心
- 企業、商業が盛ん
- 交通機関の充実
- 交流の場の増加
- 健康づくりが盛ん
- 子どもが安心
- あいさつが盛ん
- 農業の発展
- 観光の充実

C　今身近なところで困っていること		
・人との交流やつながりが少ない	・ゴミ出しができない	・行事が多い
・人材が少ない	・役員のなり手がいない	・担い手がいない
・若者がいない	・結婚しない子どもがいる	・個人主義
・高齢者への理解がない	・一人暮らし世帯が増えている	・健康不安
・道路が狭い	・店が少ない	・交通機関が少ない
・移動ができない	・買い物ができない	・空き地や空き家が増えている
・草刈りや樹木の管理	・のらネコが多い	

②　第２回地域福祉ミーティングの状況

第１回の地域福祉ミーティングで出てきた課題に対する取組みの主体について検討しました。それぞれの課題を解決する際の取組みの主体を、「地域住民」「社会福祉協議会･事業所」「行政」に分け、課題を以下のように振り分けました。

取組みの主体	課　題	
地域住民	・人との交流やつながりが少ない ・人材が少ない ・担い手がいない ・結婚しない子どもがいる ・高齢者への理解がない ・健康不安 ・ゴミ出しができない	・行事が多い ・役員のなり手がいない ・若者がいない ・個人主義 ・一人暮らし世帯が増えている ・草刈りや樹木の管理 ・のらネコが多い
社会福祉協議会 事業所	・居場所や趣味づくり ・店が少ない	・専門的な支援 ・病院や施設が少ない
行政	・交流の場づくり ・交通機関が少ない ・買い物ができない	・道路が狭い ・移動ができない ・空き地や空き家、竹やぶ増加

その後、「地域住民」が2層（小学校区域）、3層（行政区域）で取り組むと効果のある課題の解決方法について検討しました。

各グループから挙がった15個の課題を、整理･分析すると、3つの共通した課題がみえてきました。

各グループから挙がった課題　（地区名）	共通した課題
福祉関係で困っている人はいると思うが声をあまり聞かない　（横松） 近所づきあいが少ない　（草木1・2・4号） 人とのつながりが薄い　（大古根）	孤立
移動手段に困っている　（宮津団地） 高齢化について　（板山・福住） 高齢者の日常生活の手助け　（阿久比団地） サロンの充実　（白沢） 地域の交流　（草木3・5・6号） 活動を幅広く増やすために　（椋岡）	地域の 支え合い
役員のなり手がいない　（萩） 若者を含め自治会活動の担い手不足が発生していること　（宮津山田） 東部宅老所ボランティア、利用者が増加しない　（宮津） 長寿会の加入者が少ない　（卯之山・坂部） 担い手をどうやって増やすか　（白沢台・高根台） 担い手不足で困っている　（阿久比・矢口・植・高岡）	担い手 不足

❺ 第１次阿久比町地域福祉計画の取組みからみえた課題

第１次計画で取組んだ施策の実施状況を振り返り、今後の課題をまとめました。

○基本目標1「みんなでつながって、孤立をなくそう」

８０５０問題や大人のひきこもり、ごみ屋敷のように、高齢や障がい、子育て、生活困窮など、各分野の制度に当てはまらず、制度の狭間で困りごとを抱えている社会的孤立状態にある人を発見し、支援することを目標に取組みを行いました。

【第１次計画の取組み】

・社会的孤立防止ネットワーク会議を実施し、事例検討を通して社会的孤立状況の対応の検討
・啓発活動として特に「大人のひきこもり」にテーマを絞った講演会の実施
・福祉総合相談窓口として「地域福祉相談支援事業」の実施
・社会的孤立の相談にも対応するコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）の配置

【第２次計画に向けた課題】

各種相談窓口の連携と、対応する専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）の配置により、社会的孤立状態にある人の支援を実施することができてはいますが、解決方策を検討する段階には至っていません。引き続き各専門機関等と連携しつつ、社会的孤立状態にある人へのアプローチ方法や支援策の検討を行う必要があります。

また、地域住民や当事者の間で社会的孤立そのものについての認識と理解が進み、相談につながるようにするため、意識啓発を行っていく必要があります。

・社会的孤立状態にある人へのアプローチ方法や支援策の検討
・行政や専門職に限らず、住民に対する社会的孤立状態を生み出さないための意識啓発

○基本目標2「みんなでつながって、交流や支え合い活動に参加しよう」

３層（行政区域）での交流や支え合い活動の推進を目標に取組みを行いました。

【第１次計画の取組み】

・参加ネットワーク会議における、地域住民や専門職と事例検討を通じた支え合い活動の推進
・サロンや見守り活動を実施する小地域福祉活動、いきいきクラブ友愛活動の推進
　【H26年度　取組み地区8地区　⇒　R2年度　取組み地区16地区に拡大】
・地区同士の情報交換や未実施地区への啓発、他市町村の先進的取組みを学ぶ機会として「住民福祉懇談会」の実施

【第２次計画に向けた課題】

１次計画における取組みを通じて、サロンや見守り活動を実施する地区の増加につなげることができましたが、新たな地区の活動実施に結び付けられていないことと、活動継続のための担い手不足が課題となっています。今後は各地区が持つ特徴などを考慮しながら、新しい枠組みでの支え合い活動や、高齢者以外も対象にした多様な支え合い活動の推進を検討していく必要があります。

また、地域における支え合い活動の必要性について、活動者以外の地域住民の中で十分に理解が進んでいないことも課題となっています。地域の中で積極的に活動が進んでいくよう、理解啓発を行っていく必要があります。

・高齢、障がい、子育てなど多分野が参加する支え合い活動の推進
・３層（行政区域）という枠にとらわれない支え合い活動の推進
・地域の中で交流や支え合い活動を積極的に取り組んでいく雰囲気を作るための啓発

○基本目標３「みんなでつながって、交流や支え合い活動の担い手になろう」

交流や支え合い活動の推進について、団塊の世代や若者、障がいのある人など多様な人が担い手になることを目標に取組みを行いました。

【第１次計画の取組み】

・担い手育成ネットワーク会議における、地域住民、ボランティアや専門職など多分野での担い手育成のための取組み検討
・活動の「きっかけ」を作るため共同プロジェクト「あぐいグイグイプロジェクト」事業の実施
　①団塊の世代をターゲットとした「おもちゃ病院ボランティア養成講座」や「粋（いき）なり！オヤジ塾」の実施
　②多分野での担い手づくりを支援するため、他課事業へのボランティア支援の実施
　　子育て支援課「ファミリーサポートセンター」事業
　　政策協働課「阿久比プレイガーデンプロジェクト」事業
・幅広い世代への情報提供を目的に「あぐいグイグイネット」の開設

【第２次計画に向けた課題】

１次計画においては、定年退職後の男性にターゲットを絞った事業を通じ、今までに無かった新たな層の担い手を育成することができました。今後も多様な担い手を生み出すために、ターゲットとする層を絞り、既存の事業などと連携しながら、興味関心を惹かれるテーマの事業を実施していく必要があります。

一方、潜在的に活動意識を持つ人が町内に多くいるにも関わらず、実際の活動につながっていない現状があります。既存の担い手と新たな担い手をつないだり、情報発信を行うコーディネート機能を持つ担い手支援拠点の整備も課題として残っています。

・担い手不足を解消するための活動につながる「きっかけ」作り
・世代、属性にターゲットを絞った事業の実施
・既存の担い手と新たな担い手をつなげるコーディネート機能を担う拠点の整備

❻ 第２次阿久比町地域福祉計画に向けた方向性

これまでに得た課題と、地域の多様な福祉資源を踏まえ、第2次阿久比町地域福祉計画で取り組んでいく今後の方向性を次のようにまとめました。

平成２７年度～令和２年度（２０１５年度～２０２０年度）

第１次阿久比町地域福祉計画　基本理念

「すべての人が　地域で共に生き、支え合う『つながる』まち、あぐい」

基本目標１	基本目標２	基本目標３
みんなでつながって 孤立をなくそう	みんなでつながって 交流や支え合い活動に 参加しよう	みんなでつながって 交流や支え合い活動の 担い手になろう
作業部会で出た意見	**作業部会で出た意見**	**作業部会で出た意見**
・阿久比町に住んでいるどんな人も孤立して辛い思いをしてほしくない ・どのように課題を解決するか ・各分野を越えてのネットワーク ・アウトリーチによる支援 ・どのように発見するか ・地域住民への理解啓発	・阿久比町に住んでいるみんなで自ずと交流や支え合いが生まれる地域にしたい ・サロンや見守りの形に縛られない支え合い ・行政や事業所と地域のネットワーク ・エリア設定（3層より小さく、または大きく） ・地域住民への理解啓発 ・担い手不足	・阿久比町を自分たちの手でよくしていきたい ・関係機関（ボランティアセンター、住民税１%町民予算枠制度活用団体、公民館事業など）の連携 ・町民の意識を変えたい ・きっかけづくりから活動者へ ・拠点の必要性

６年間実施してきた施策から見えてきた課題

地域福祉ミーティング、作業部会などで出た新たな地域福祉課題

社会福祉法の改正（平成２９年６月公布）
地域福祉計画に盛り込むべき事項の追加など

方向性１	方向性２	方向性３
誰もが孤立せず 安心できるための相談体制や ネットワークづくり	地域特性を活かした 次世代にも継続できる 支え合いの仕組みづくり	誰もが社会参加の 機会がある 担い手づくり

第３章　地域福祉計画の基本的な考え方

1　地域福祉計画の基本理念
2　地域福祉計画の基本目標
3　施策の体系
⑴　基本理念と各目標・重点施策の関係
⑵　関連する福祉分野別計画基本目標との関係

第３章　地域福祉計画の基本的な考え方

❶ 地域福祉計画の基本理念

国は、人口減少や少子化･高齢化の進展等に伴う社会情勢の変化を背景に、新しい時代を見据えた保健･医療･介護･福祉計画策定の前提となる『地域共生社会の実現』の考え方を掲げています。

本町においては、第１次阿久比町地域福祉計画の中で「地域共生社会の実現」と合致した基本理念「すべての人が　地域で共に生き、支え合う　『つながる』まち、あぐい」を基本に、社会的に孤立している人への対応や地域住民が自分たちの生活課題を発見し、解決するための取組みを進めてきました。取組みを通じ、本町の地域福祉の発展につながるものもありましたが、一方で先に掲げたような解決すべき新たな課題が明らかになってきました。

また、昨年より世界的に流行している新型コロナウイルスは、人と人とのつながりを基本とする地域福祉の推進に大きな影響を及ぼしており、今後は感染症と向き合いながら、途切れてしまった社会とのつながりの再構築と、停滞した地域の支え合い活動の再開が必要となってきます。

こうした状況を踏まえ、本町の地域福祉活動の方向性を大きく変更するのではなく、さらに発展させることが重要であると考え、第2次地域福祉計画の基本理念は第１次計画の基本理念を継承して、次のように設定することとします。

基本理念

すべての人が　地域で共に生き、支え合う
『つながる』まち、あぐい

❷ 地域福祉計画の基本目標

基本理念である「すべての人が　地域で共に生き、支え合う『つながる』まち、あぐい」を実現するため、「第２次阿久比町地域福祉計画に向けた方向性」（第２章６）でまとめた３つの方向性に基づき基本目標を次のように定めました。

基本目標1　孤立なく、つながる安心のまちづくり

誰もが支えられる側と同時に支える側になる、という地域共生社会の実現のためには、他人を思いやるための心の余裕を誰もが持てること、そのための環境の整備と、住民と共に進めるための理解啓発が重要になります。

基盤となる福祉サービスの充実や権利擁護の取組み、高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各分野の関係機関が連携したネットワークの構築、啓発を図り、また、支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない、社会的に孤立している人への適切な支援に結びつけるための相談支援や幅広い情報発信をすることで、「孤立なく、つながる安心のまちづくり」を推進します。

基本目標2　次世代につながる支え合いの地域づくり

核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、地域住民をはじめ、地域団体、関係機関、事業者等さまざまな人や団体が地域の生活課題について共有し、解決に向けた取組みを実施することは、今後さらに重要になります。

本町の地域特性をいかした３層（行政区域）でのつながりの再構築、潜在化した新たな福祉ニーズの掘り起こし、またそれぞれの役割分担、協働・つながりの考え方を共有することで「次世代につながる支え合いの地域づくり」を推進します。

基本目標3　パートナーシップでつながる担い手づくり

本町の地域活動においては、担い手の不足と高齢化が課題となっています。

担い手を増やすためには、地域住民、福祉団体、事業所、企業、行政等さまざまな関係者が力を合わせ、意識の啓発や情報提供を積極的に行うことが必要です。

地域住民がさまざまな「きっかけ」で地域活動に参加し、それぞれの力を活かし協力する「パートナーシップでつながる担い手づくり」を推進します。

❸ 施策の体系

⑴ 基本理念と各目標・重点施策の関係

基本理念

すべての人が　地域で共に生き、支え合う　『つながる』まち、あぐい

基本目標１　孤立なく、つながる安心のまちづくり	
重点施策１－１ 社会的に孤立している人についての支援策の充実	・社会的に孤立している人についての啓発、調査、支援の実施
重点施策１－２ すべての人が困ったときに相談できる相談窓口と切れ目のないネットワークの構築	・多機関が協働した阿久比町包括的相談支援体制整備の推進 ・孤立なく、つながる安心のまちづくりネットワーク会議の実施
重点施策１－３ 町全体で安心できる環境の整備	・成年後見制度、虐待、差別など権利擁護についての理解啓発

基本目標２　次世代につながる支え合いの地域づくり	
重点施策２－１ ３層（行政区域）を基盤とした交流や支え合い活動の推進	・３層を基盤とした住民同士の交流や支え合い活動支援
重点施策２－２ ２層（小学校区）、３層（行政区域）での新たな地域生活課題に対応する取組みの推進	・２層または３層より小さな単位で、地域生活課題に対応できる支え合い活動の実施の検討
重点施策２－３ 多分野の連携による支え合いの地域づくりの推進	・次世代につながる支え合いの地域づくりネットワーク会議の実施

基本目標３　パートナーシップでつながる担い手づくり	
重点施策３－１ さまざまなきっかけを通じた社会参加の推進	・楽しく興味の惹かれるような「きっかけ」となる講座の開催や既存の事業を利用した新たな担い手育成支援 ・パートナーシップでつながる担い手づくりネットワーク会議の実施
重点施策３－２ 担い手を増やすための拠点の整備	・担い手を増やすための拠点の整備やコーディネーターの配置
重点施策３－３ すべての人が担い手になるための理解啓発	・担い手の必要性や意義など興味関心が惹かれるような理解啓発

⑵ 関連する福祉分野別計画基本目標との関係

地域福祉計画は、地域福祉推進の基本的指針となる基盤計画であるため、各福祉分野別計画の基本目標と以下のとおり関連しています。

地域福祉計画における基本目標	分野別計画における基本目標
基本目標１ 孤立なく、つながる安心のまちづくり	**介護保険事業計画・高齢者福祉計画**
	・地域包括ケアシステムのネットワークづくり ・高齢者が安心して暮らせる環境づくり ・効果的な介護保険サービスの実施
	障害者計画
	・自立と社会参加の支援 ・地域生活支援の基盤づくり ・安全・安心なまちづくり
	子ども・子育て支援事業計画
	・地域における切れ目のない子育ての支援 ・母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 ・配慮を必要とする子ども・家庭への支援
	自殺対策計画
	・全町的な推進体制づくり ・人材育成 ・若年層への支援
基本目標２ 次世代につながる支え合いの地域づくり	**介護保険事業計画・高齢者福祉計画**
	・認知症高齢者を支える地域づくり ・支え合い、安心できる地域づくり
	障害者計画
	・自立と社会参加の支援
	子ども・子育て支援事業計画
	・地域における切れ目のない子育ての支援 ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
	健康日本２１あぐい計画
	・地域社会における健康への取組
基本目標３ パートナーシップでつながる担い手づくり	**介護保険事業計画・高齢者福祉計画**
	・社会参加による生きがいづくり ・効果的な介護予防事業の推進
	障害者計画
	・自立と社会参加の支援
	子ども・子育て支援事業計画
	・地域における切れ目のない子育ての支援 ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・職業生活と家庭生活との両立の推進等
	自殺対策計画
	・人材育成

第４章　地域福祉計画の展開

～地域福祉を推進していくための「８つのポイント」～
1　基本目標１　「孤立なく、つながる安心のまちづくり」
2　基本目標２　「次世代につながる支え合いの地域づくり」
3　基本目標３　「パートナーシップでつながる担い手づくり」

第４章　地域福祉計画の展開

～地域福祉を推進していくための「８つのポイント」～

社会福祉法第４条には、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されており、地域福祉の推進は行政だけでなく、地域住民、事業所・専門職、社会福祉協議会がそれぞれの立場で進めていく必要があります。

より効果的に地域福祉を推進していくために、それぞれの立場で大切にしたい「８つのポイント」をまとめました。

○地域福祉を進める関係者

地域住民	・隣近所、班 ・自治会 ・民生委員・児童委員 ・支え合い活動の参加者 ・ボランティア ・地域生活課題を抱えた本人や家族　など
事業所・専門職	・事業所、医療・介護・福祉に従事する職員 ・企業、学校　など
社会福祉協議会	・社会福祉協議会、ボランティアセンター
行　　政	・関係各課

○大切にしたい「８つのポイント」

①きく	・お隣やご近所の声かけやあいさつ、話をきくこと ・交流や支え合い活動の参加者、サービスの利用者などの話をきくこと
②きづく	・お隣やご近所、支え合い活動の利用者、サービスの利用者以外の家族の様子や変化などに気づくこと
③しる	・制度や仕組み、地域の支え合い活動、各種相談窓口などを知ること
④つながる	・困りごとを抱えた人が専門職とつながること ・課題解決のために多分野の関係者などがつながること
⑤つたえる	・困りごとを抱えた人に相談窓口があることを伝えること ・地域住民に対して地域の支え合い活動などを伝えること
⑥うごく	・地域の支え合い活動に参加するなど、行動に移すこと
⑦つくる	・新たな支え合い活動やボランティアグループを立ち上げたり、居場所づくりや講座などを開催すること
⑧おうえんする	・地域の支え合い活動などを応援すること

❶ 基本目標１「孤立なく、つながる安心のまちづくり」

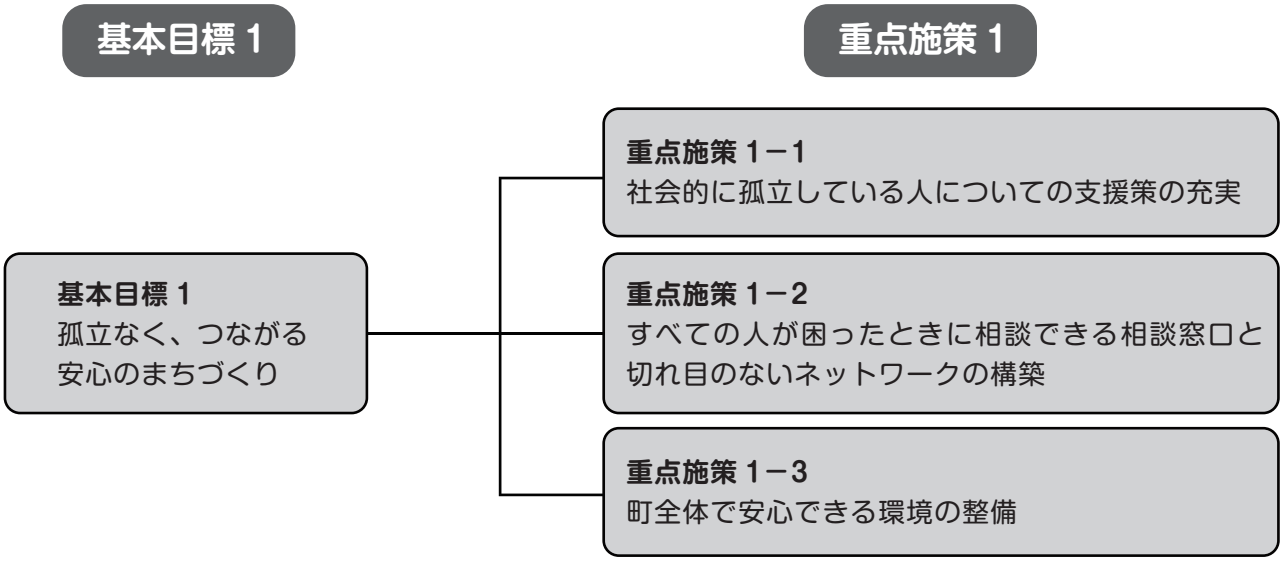

重点施策１－１　社会的に孤立している人についての支援策の充実

◎ 社会的に孤立している人についての啓発、調査、支援の実施

高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各分野に当てはまらない制度の狭間にある課題（大人の引きこもりやごみ屋敷など）、複合問題世帯（８０５０問題やダブルケアなど）などを原因とし、社会的に孤立することが新たな生活課題として発生しています。

社会的に孤立している人について、専門職としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、引き続き地域福祉相談事業を実施します。アウトリーチ、アセスメント、モニタリング、伴走型支援などを通じて社会的に孤立している人や世帯に必要な支援を行います。また、社会的に孤立している人についての調査、各分野専門職や地域住民に向けた啓発を実施します。

□ 社会的に孤立した人や世帯についての支援イメージ図

社会的に孤立した人や世帯として以下のような方が想定されています。
・制度の狭間にある課題（大人の引きこもりやごみ屋敷など）
・複合問題世帯（８０５０問題やダブルケアなど）

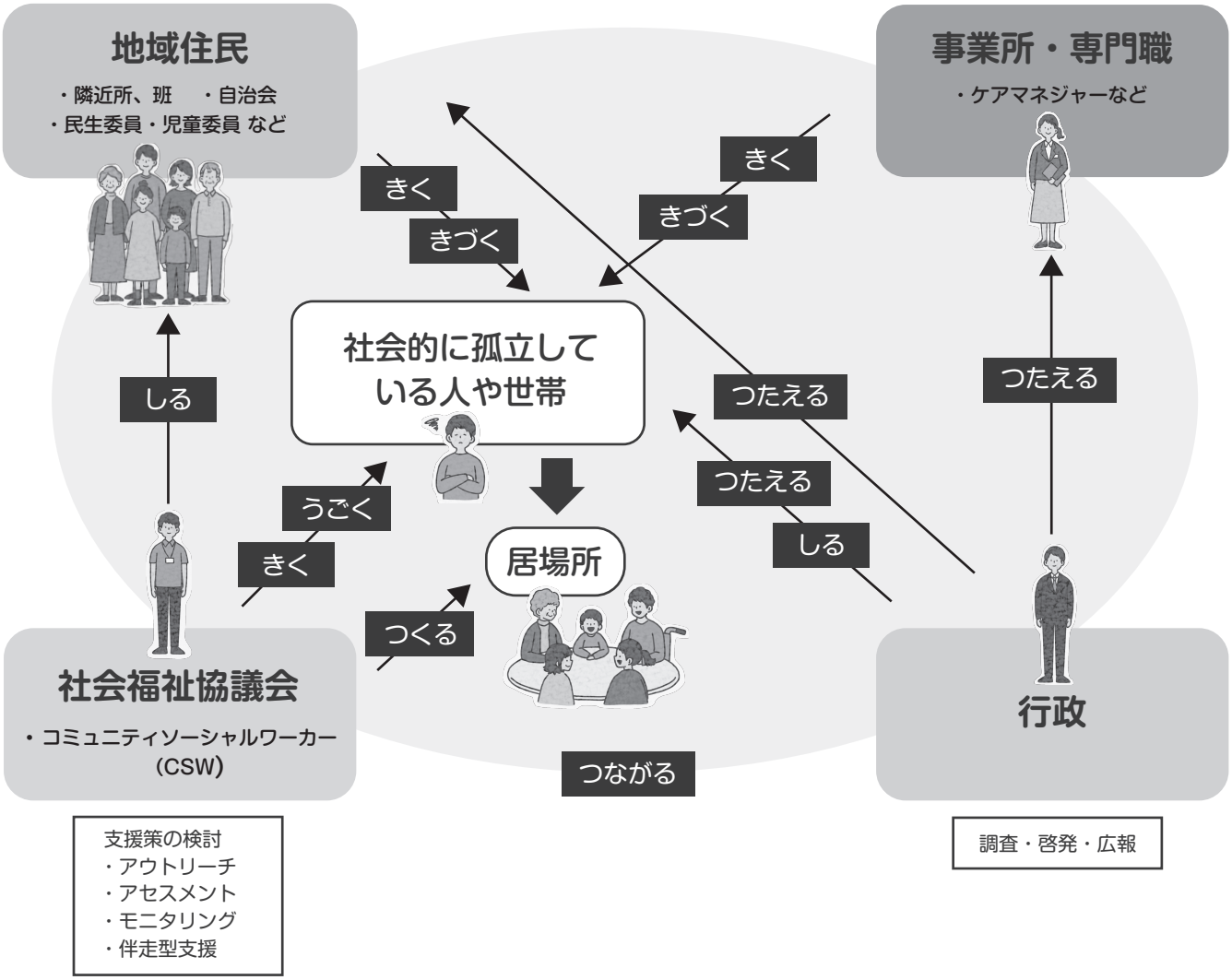

重点施策１－２　すべての人が困ったときに相談できる相談窓口と切れ目のないネットワークの構築

◎ 多機関が協働した包括的相談支援体制整備の推進

本町に住んでいる地域生活課題を抱えた人が困ったときに相談できる、断らない相談窓口と、その人だけでなく、その世帯について分野を越えて連携し、多機関が協働した切れ目のないネットワークを構築する、包括的相談支援体制の整備を推進します。

□ 包括的相談支援体制の整備イメージ図

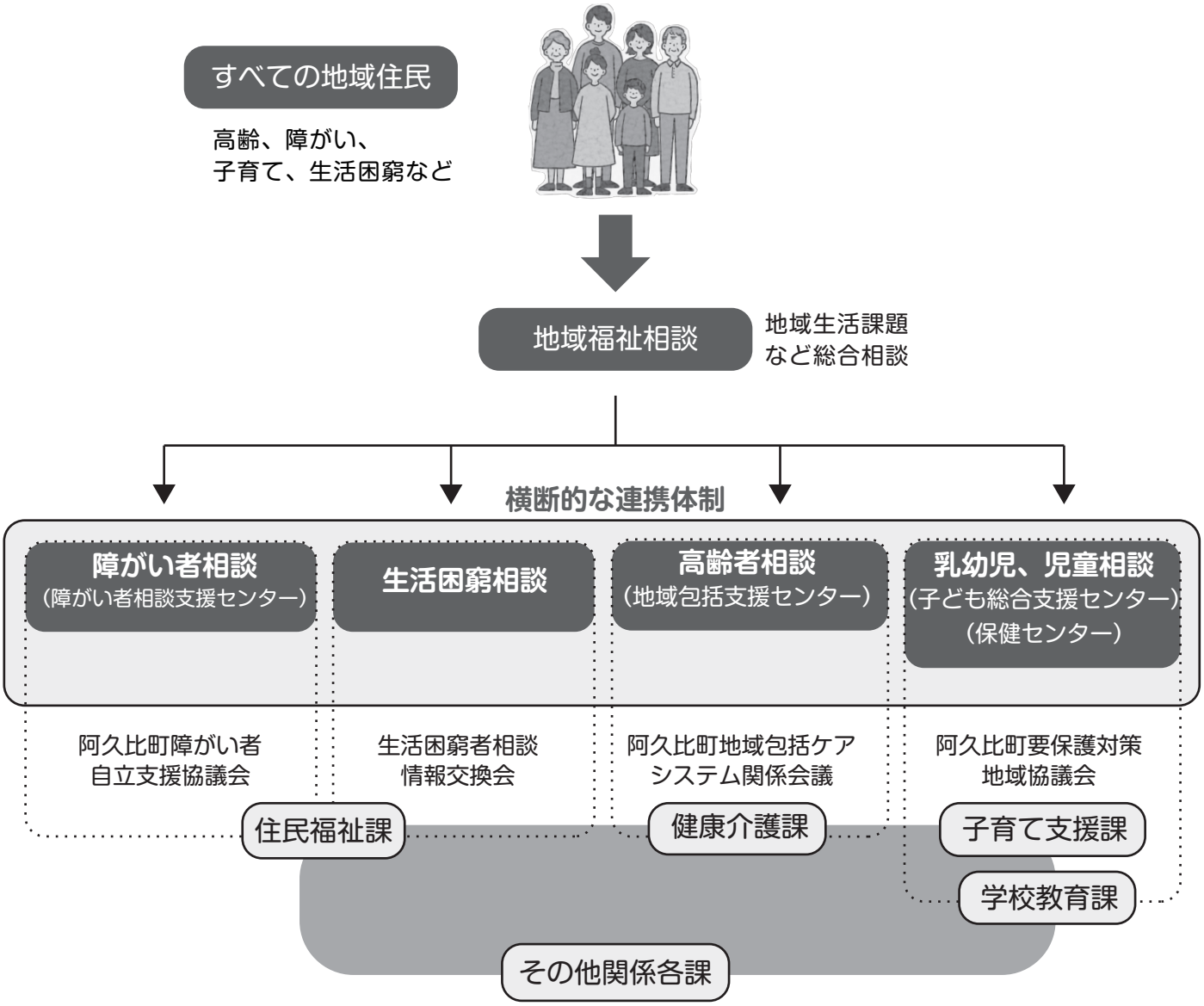

◎ 孤立なく、つながる安心のまちづくりネットワーク会議の実施

高齢、障がい、子育て、生活困窮など各分野の連携、分野別の相談窓口が連携して取組みが進むよう、「孤立なく、つながる安心のまちづくりネットワーク会議」を開催します。

重点施策１－３　町全体で安心できる環境の整備

◎成年後見制度、虐待、差別など権利擁護についての理解啓発

認知症高齢者や、知的や精神に障がいのある人など判断能力が十分ではない人の権利を守るために、成年後見制度、日常生活自立支援事業、虐待・差別防止などの権利擁護について、地域住民、事業所、専門職の理解を深めるための啓発を行います。

【重点施策１の推進における関係者の役割】

地域住民	・き　く　隣近所の住民同士や地域の中で声かけやあいさつをし、普段から話をきく。 ・き づ く　身近なところで困っている人や世帯がいることに気づく。 ・つながる　心配ごとや困りごとを抱えている隣近所の住民を専門職につなげる。 ・う ご く　心配ごとや困りごとを抱えている隣近所の住民を手助けする。
事業所・専門職	・き　く　利用者や家族の話をきく。 ・き づ く　利用者本人だけでなく、その家族の状況や変化に気づく。 ・し　る　地域の中の専門以外の相談機関や窓口、支え合い活動を知る。 ・つながる　利用者世帯の課題解決のため、各分野と連携する。
社会福祉協議会	・き　く　社会的に孤立している人や世帯へ訪問活動、アウトリーチを実施し、本人や家族の話をきく。 ・し　る　CSWを通して、地域住民、専門職・事業所から社会的に孤立している人の情報を収集する。 ・つながる　社会的に孤立している人や世帯の課題解決のため、各分野と連携する。 ・つたえる　CSW活動の積極的なPRを行う。 ・う ご く　社会的に孤立している人や世帯のアセスメントを実施し、伴走型支援を実施する。 ・つ く る　社会的に孤立している人の居場所を作る。
行　政	・き　く　社会的に孤立している人やその家族が窓口に訪れた場合、話をきく。 ・し　る　社会的に孤立している人や世帯の調査を実施する。 ・つながる　包括的相談支援体制を推進し、各分野と連携する。 ・つたえる　CSW活動の積極的なPRを行う。 ・つ く る　CSWを配置し、地域福祉相談事業を実施する。

【基本目標１の達成にむけて】

【基本目標１】　孤立なく、つながる安心のまちづくり

【後期（令和６年度～令和８年度）で目指すべき状態】

	状　　態
１－１	・関係者による必要な支援ができている。
１－２	・包括的相談支援体制の連携により、断らない相談窓口が構築されている。
１－３	・町全体で権利擁護についての理解が深まっている。

【前期（令和３年度～令和５年度）で目指すべき状態】

	状　　態
１－１	・関係者間で支援方策の協議ができている。
１－２	・包括的相談支援体制により、支援の協議ができている。
１－３	・権利擁護について理解啓発が行われている。

重点施策１と現状

重点施策１	現　　状
重点施策１－１ 社会的に孤立している人についての支援策の充実	・支援方策の検討が進んでいない。
重点施策１－２ すべての人が困ったときに相談できる相談窓口と切れ目のないネットワークの構築	・包括的相談支援体制による連携が十分ではない。
重点施策１－３ 町全体で安心できる環境の整備	・権利擁護について認知度が低い。

❷ 基本目標２「次世代につながる支え合いの地域づくり」

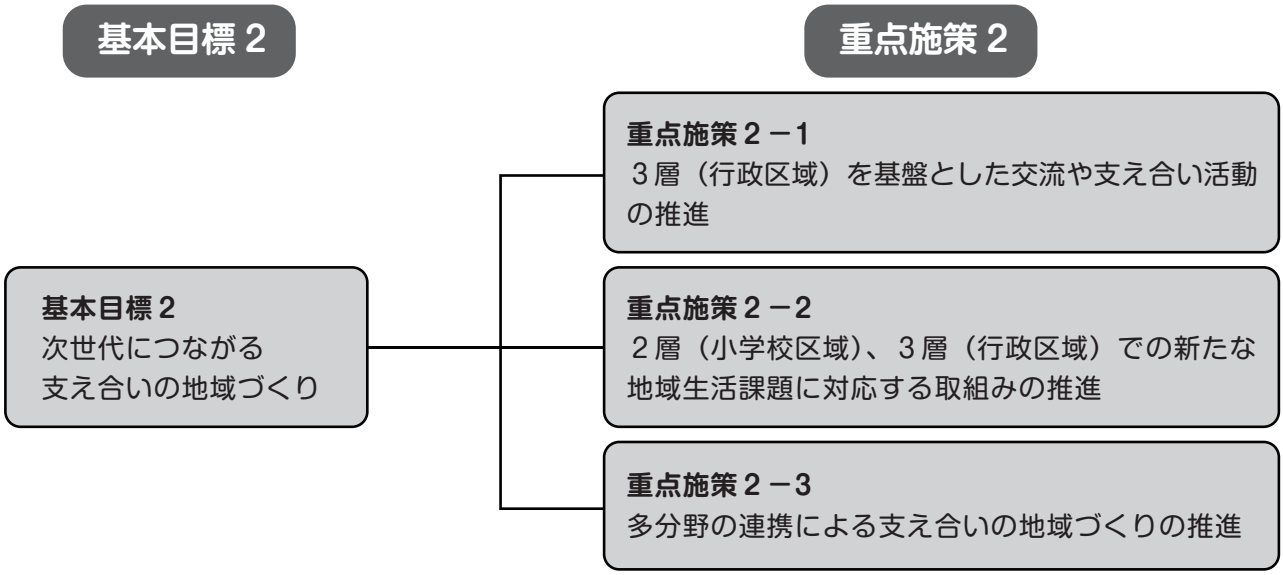

重点施策２－１　３層（行政区域）を基盤とした交流や支え合い活動の推進

◎ ３層を基盤とした住民同士の交流や支え合い活動支援

本町の地域特性を活かした３層での交流や支え合い活動を次世代でも継続的に実施できるよう、地域住民に向けた「支えたり、支えられたりのお互いの支え合いができる」意識の醸成や啓発を行います。

また、３層を基盤とした地域福祉活動に取り組む組織・団体の交流や支え合い活動を引き続き支援します。

□ ３層を基盤とした住民同士の交流や支え合い活動支援イメージ図

交流や支え合い活動の支援には以下のような課題が想定されています。
・交流や支え合い活動（サロンや見守り活動）の担い手が不足している。
・地域の中で生活課題を抱えている人がいるが、支え合い活動をどのように始めればいいかわからない。

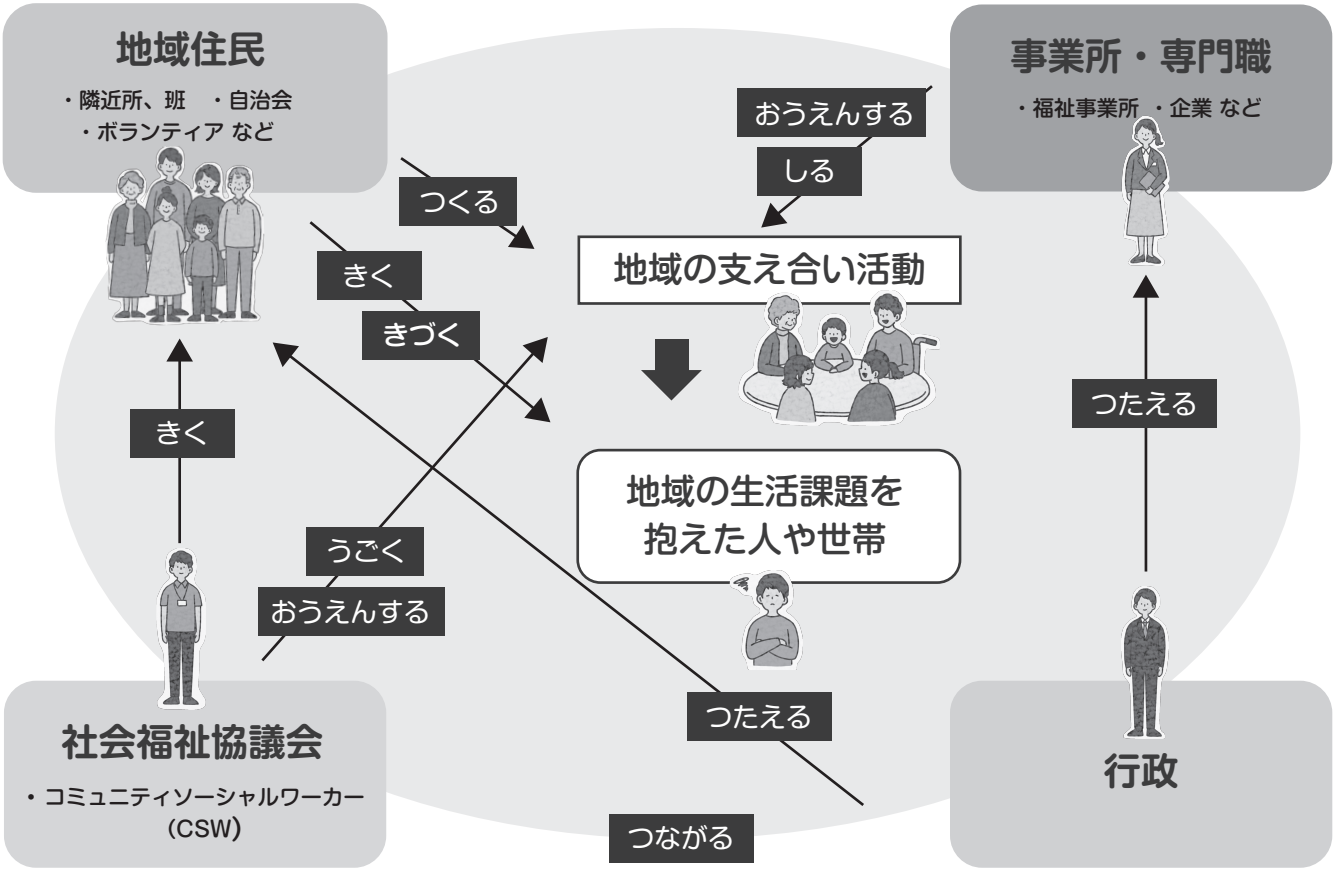

支援策の検討
・支え合い活動の相談援助、活動支援、既存団体への研修会交流会

啓発・広報

重点施策２－２　２層（小学校区域）、３層（行政区域）での新たな地域生活課題に対応する取組みの推進

◎ ２層または３層より小さな単位で、地域生活課題に対応できる支え合い活動の実施の検討

少子超高齢化が進む中、地域の中で新たな地域生活課題（ごみ捨て、移動、買い物など）に対応した取組みを推進します。そのために２層または３層より小さな単位での支え合いの実施を検討します。

重点施策２－３　多分野の連携による支え合いの地域づくりの推進

◎ 次世代につながる支え合いの地域づくりネットワーク会議の実施

３層を基盤として進める高齢、障がい、子育て、防災などの各分野別の施策（地域包括ケアの推進や地域での子育て支援、障がい者の社会参加、避難行動要支援者の取組み等）が連携しながら取組みが進むよう、「次世代につながる支え合いの地域づくりネットワーク会議」を開催します。

【重点施策２の推進における関係者の役割】

地域住民	・き　く　隣近所の住民同士や地域の中であいさつなどの声かけをし、普段から話をきく。 ・き づ く　身近なところで困っている人や世帯がいることに気づく。 ・し　る　地域の中の交流や支え合い活動を知る。 ・つたえる　地域の中の交流や支え合い活動を必要な人にすすめる。 ・う ご く　地域の中の交流や支え合い活動に参加する。 ・つ く る　地域の中の交流や支え合い活動の組織を作り、活動を始める。 ・おうえんする　地域の中の交流や支え合い活動を応援する。
事業所・専門職	・し　る　地域の中の交流や支え合い活動を知る。 ・つながる　社会貢献活動の一環として、地域の中の交流や支え合い活動に協力する。 ・つたえる　利用者に対して公的なサービスだけでなく、地域の中の交流や支え合い活動について伝える。 ・おうえんする　地域の中の交流や支え合い活動を応援する。
社会福祉協議会	・き　く　交流や支え合い活動を実施している担い手や参加者の声をきく。 ・つながる　交流や支え合い活動団体に対して、研修会、交流会等を開催する。 ・つたえる　広報などを通して「支えたり、支えられたり」できる意識の醸成や交流や支え合い活動の見える化などのPRを行う。 ・う ご く　交流や支え合い活動の相談援助、活動支援する。 ・おうえんする　交流や支え合い活動団体に対して、活動が継続して実施できるよう助成金などで支援する。
行　政	・つながる　支え合いの地域づくりを進めるため、多分野と連携する。 ・つたえる　広報などを通して「支えたり、支えられたり」できる意識の醸成や交流や支え合い活動の見える化などのPRを行う。 ・う ご く　CSWを配置し、交流や支え合い活動の相談援助、活動支援する。

【基本目標２の達成に向けて】

【基本目標２】　次世代につながる支え合いの地域づくり

【後期（令和６年度～令和８年度）で目指すべき状態】

	状　　態
２－１	・支援により、交流や支え合い活動が次世代の担い手に引き継がれ、継続的に実施できている。
２－２	・３層（行政区域）にとらわれない、新たな地域生活課題に対応する支え合い活動が実施されている。
２－３	・新たな支え合い活動が地区で実施されている。

【前期（令和３年度～令和５年度）で目指すべき状態】

	状　　態
２－１	・支援により、交流や支え合い活動が継続的に実施できている。
２－２	・３層（行政区域）にとらわれない、新たな地域生活課題に対応する支え合い活動の取組みが検討されている。
２－３	・多分野の連携により、新たな支え合い活動の協議ができている。

重点施策２と現状

重点施策２	現　　状
重点施策２－１ ３層（行政区域）を基盤とした交流や支え合い活動の推進	・交流や支え合い活動に対する支援が十分でない。
重点施策２－２ ２層（小学校区域）、３層（行政区域）での新たな地域生活課題に対応する取組みの推進	・新たな地域生活課題に対応する支え合い活動の取組みが進んでいない。
重点施策２－３ 多分野の連携による支え合いの地域づくりの推進	・多分野が連携した支え合い活動の取組みが進んでいない。

❸ 基本目標３「パートナーシップでつながる担い手づくり」

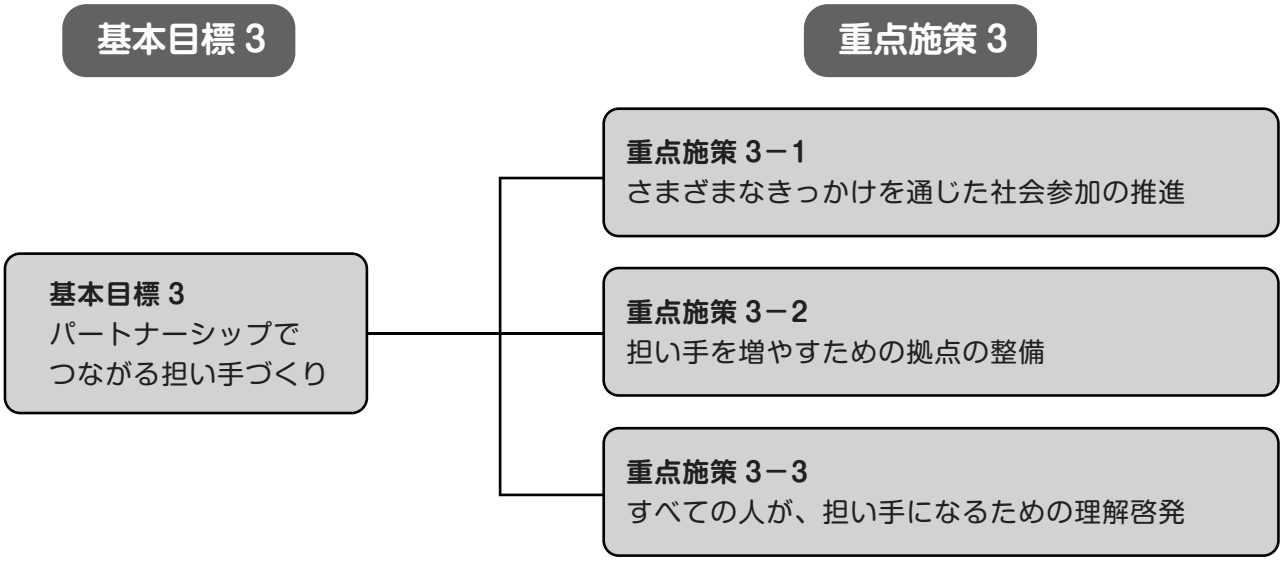

重点施策３－１　さまざまなきっかけを通じた社会参加の推進

◎ 楽しく興味の惹かれるような「きっかけ」となる講座の開催や既存の事業を利用した新たな担い手育成支援

住民アンケート調査結果でも「今後ボランティア活動に参加したい」と考えている人は50%を超えていますが、実際に活動につながっている人は少ない現状があります。今後多様な主体の新たな担い手を育成するために、楽しく興味の惹かれるような「きっかけ」となる担い手育成支援（ターゲット層を絞った講座の開催や既存の団体や活動、事業と連動した、活動が継続するための支援）を実施します。

◎ パートナーシップでつながる担い手づくりネットワーク会議の実施

パートナーシップでつながる担い手づくりについて、町民活動やボランティア活動、事業者や企業、関係の行政各課が連携して取組みが進むよう「パートナーシップでつながる担い手づくりネットワーク会議」を開催します。

□ さまざまなきっかけを通じた社会参加の推進イメージ図

さまざまなきっかけを通じた社会参加の推進には以下のような住民が想定されています。
・子どもが独立して時間に余裕が出てきた人
・定年退職後は地域のために時間を使おうと思っていたが、どのように始めればいいかわからない人

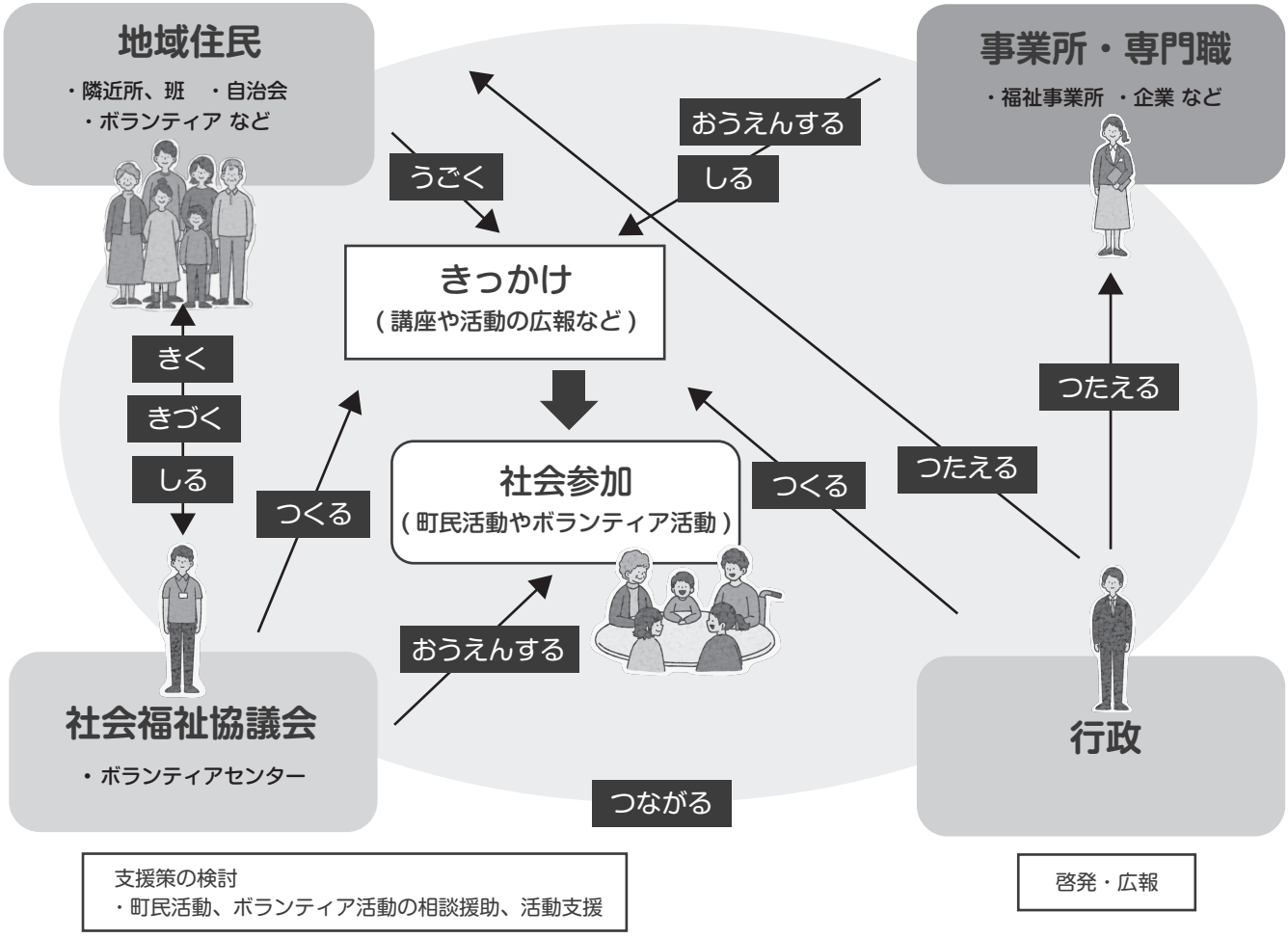

重点施策３－２　担い手を増やすための拠点の整備

◎ 担い手を増やすための拠点の整備やコーディネーターの配置

パートナーシップでつながる担い手を増やすために、身近なところで相談できる窓口、情報発信や組織化などが進むための担い手支援拠点を整備します。また相談者の対応や既存のグループや企業等との連携を進めるためのコーディネーターの配置を検討します。

重点施策３－３　すべての人が、担い手になるための理解啓発

◎ 担い手の必要性や意義など興味関心が惹かれるような理解啓発

高齢化の進行や、３０代から５０代の地域参加の減少などを踏まえて、子どもや子育て世代、高齢者、また障がいのある人などすべての人に対して、パートナーシップでつながる担い手の重要性について伝えるための広報を強化し、地域住民、事業所などへの理解啓発を図ります。

【重点施策３の推進における関係者の役割】

地域住民	・き　く　隣近所で町民活動やボランティア活動をしている人の話をきく。 ・き づ く　地域の課題に関心を持ち、町民活動などに気づく。 ・し　る　町の取組みや町民活動、ボランティア活動の情報を知る。 ・つながる　町の担い手支援の窓口に気軽に相談に行く。 ・う ご く　楽しく興味の惹かれるような「きっかけ」となる講座に参加する。 ・つ く る　町民活動やボランティア活動を組織し、活動を始める。 ・おうえんする　町民活動やボランティア活動を応援する。
事業所・専門職	・し　る　町民活動やボランティア活動を知る。 ・つながる　社会貢献活動の一環など、町民活動やボランティア活動に協力する。 ・おうえんする　町民活動やボランティア活動を応援する。
社会福祉協議会	・き　く　ボランティアセンターを通して、町民活動やボランティア活動の担い手の声をきく。 ・き づ く　地域住民が抱える地域生活課題や困りごとに気づく。 ・し　る　地域住民がどのような活動に関心があるかのニーズ調査を実施する。 ・つながる　ボランティアセンターに相談に来た人を町民活動やボランティア活動につなげる。 ・つたえる　町民活動やボランティア活動の見える化を図りPRを行う。 ・つ く る　楽しく興味の惹かれるような「きっかけ」となる講座を開催する。 ・おうえんする　町民活動やボランティア活動を助成金などで支援する。
行　政	・し　る　関係各課で実施している町民活動やボランティア活動の情報を収集する。 ・つながる　パートナーシップでつながる担い手づくりを進めるため、多分野と連携する。 ・つたえる　広報などを通して町民活動やボランティア活動のPRを行う。 ・つ く る　多様な主体の担い手育成支援について検討、実施する。 ・おうえんする　町民活動やボランティア活動を応援する。

【基本目標３の達成に向けて】

【基本目標３】　パートナーシップでつながる担い手づくり

【後期（令和６年度～令和８年度）で目指すべき状態】

	状　　態
３－１	・担い手育成支援により、多様な主体の担い手が生まれている。
３－２	・担い手支援拠点の機能が強化されている。
３－３	・担い手の重要性について、住民の理解が進み、活動に結びついている。

【前期（令和３年度～令和５年度）で目指すべき状態】

	状　　態
３－１	・新たなターゲット層に向けた担い手育成支援が実施されている。
３－２	・担い手支援拠点の整備について協議され、コーディネーターの配置について検討されている。
３－３	・担い手の重要性について、住民に啓発ができている。

重点施策３と現状

重点施策３	現　　状
重点施策３－１ さまざまなきっかけを通じた社会参加の推進	・多様な主体の担い手育成支援が十分に進んでいない。
重点施策３－２ 担い手を増やすための拠点の整備	・担い手支援拠点の整備がされていない。
重点施策３－３ すべての人が、担い手になるための理解啓発	・担い手の重要性が住民に十分に理解されていない。

第５章　地域福祉計画の推進体制

1　地域福祉計画の進行管理
2　地域福祉計画の評価
3　社会福祉協議会の役割
4　社会福祉を目的とする事業を経営する者との連携

第５章　地域福祉計画の推進体制

❶ 地域福祉計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、住民参加のもとに地域福祉を推進するために、社会福祉関係団体などで構成する「地域福祉計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理や見直し、評価を行います。推進委員会では、計画推進に必要なテーマ別のネットワーク会議を置き、各テーマ別の課題を検討するとともに、取組み方針などを検討し、推進委員会に提言します。また、推進委員会を運営するため、住民福祉課と社会福祉協議会で合同事務局を設置します。

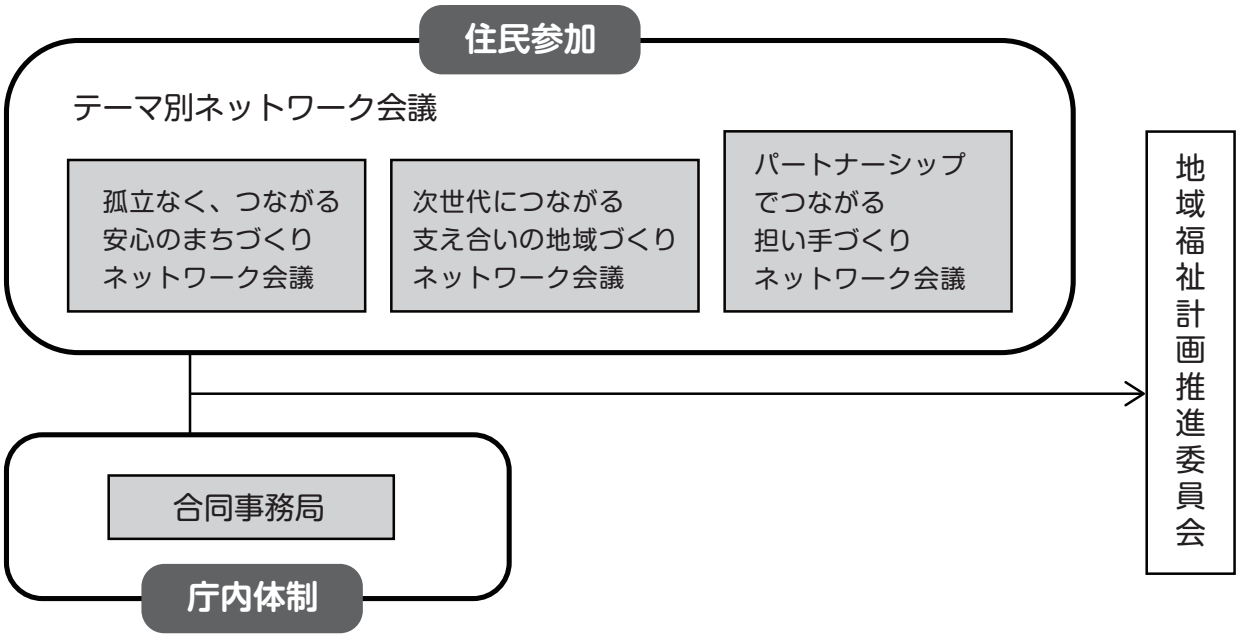

区　分	役　　割
地域福祉計画 推進委員会	地域関係者、福祉関係者、福祉関係事業者、学識経験者などで構成する地域福祉計画推進委員会を設置し、地域福祉計画の推進に関して進捗状況の確認、評価、見直しを行います。
テーマ別 ネットワーク会議	住民参加の一環として、今回の計画のテーマ別にネットワーク会議を随時開催し、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政の連携を図るとともに、重点施策などの取組み方針などを検討します。
合同事務局	住民福祉課と社会福祉協議会で合同事務局を設置します。

❷ 地域福祉計画の評価

本計画の推進にあたっては、住民参加のもと「地域福祉計画推進委員会」で、施策の評価を行います。また、地域福祉計画推進委員会が計画の進行管理を行う上で、計画期間（６年間）を、前期（３年間　令和３年度～令和５年度）、後期（３年間　令和６年度～令和８年度）に分け、令和６年度に計画の中間評価を行います。

❸ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的とした自主事業のほか、町からの委託事業、介護保険事業を行ってきました。職員は、社会福祉士等の専門の資格を有する職員で構成され、その知識や経験を活かした活動が今後より必要となります。行政と社会福祉協議会が連携し地域福祉計画の推進を進め、その機能の充実、強化に努めます。

❹ 社会福祉を目的とする事業を経営する者との連携

社会福祉法第５条においては、「社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組みを行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。」と規定されています。

１次計画の推進にあたっては、社会福祉法人、ＮＰＯ法人に各ネットワーク会議への参加協力を求め、共に事業実施の検討を行ってきました。今後も多様な社会資源の活用と発展につながるよう、２次計画においても社会福祉法人やＮＰＯ法人との連携強化に努め、地域福祉の推進を図ります。

資　料　編

1　策定委員会
2　作業部会
3　地域福祉ミーティング
4　用語説明

❶ 策定委員会

⑴ 阿久比町地域福祉計画策定委員会設置要綱

阿久比町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした阿久比町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、阿久比町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、計画の策定に関する必要な事項を審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

⑴　識見を有する者

⑵　福祉関係者

⑶　福祉関係事業者

⑷　地域関係者

⑸　行政機関の関係者

⑹　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

４　委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、民生部住民福祉課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年５月１日から施行する。

(2) 阿久比町地域福祉計画策定委員会名簿

（敬称略）

選出区分	所属・団体名等	氏　名
学識経験者 （識見を有する者）	日本福祉大学副学長 社会福祉学部教授	○ 原 田 正 樹
	知多郡阿久比町医師団（令和元年度）	飯 塚 直 彦
	〃　（令和２年度）	冨 田 一 之
	ボランティア代表	國 嶋 　治
	校長会（令和元年度）	藤 田 佳 彦
	〃　（令和２年度）	竹 内 あけみ
福祉関係者 （福祉団体の関係者）	いきいきクラブ連合会	榎 本 秀 樹
	手をつなぐ育成会	竹 内 良 美
	身体障害者福祉会	池 田 美 典
	さざなみ家族会	小 戎 吉 幸
福祉関係事業者 （福祉に関する事業 に従事する関係者）	阿久比一期一会荘	政 井 宏 之
	メディコ阿久比	佐 治 浩 功
	パスピ・９８	間 瀬 万 梨
地域関係者 （住民の代表者）	社会福祉協議会	◎ 大 村 泰 敬
	行政協力員会（令和元年度）	中 井 　均
	〃　（令和２年度）	長 坂 雅 夫
	民生委員・児童委員協議会	永 池 武 光
	孤立防止ネットワーク会議	
	参加ネットワーク会議	佐 藤 俊 治
	担い手育成ネットワーク会議	大 岩 雄 治
行政機関の関係者	半田保健所	山 﨑 千 佳
	副町長	野 崎 秀 幸

◎委員長、○副委員長

(3) 阿久比町地域福祉計画策定委員会の実施状況

回数	日　時
第1回	令和元年　7月　6日
第2回	令和2年　3月２４日 ※新型コロナウイルス感染症対策の為中止
第3回	令和2年　6月３０日
第4回	令和2年１２月　2日

❷ 作業部会

⑴ 「丸ごと」受け止める場づくり作業部会（孤立防止）

委員名簿

	所属・団体名等	氏　名
1	民生委員・児童委員協議会	大 澤 真 理
2	精神障害者家族会	小 戎 吉 幸
3	白沢台サロン	永 池 武 光
4	家庭教育推進協議会（令和元年度）	瀧 塚 政 明
	〃　（令和２年度）	山 路 泰 弘
5	阿久比一期一会荘	若 尾 卓 司
6	東ヶ丘居宅介護支援事業所	福 定 正 城
7	ハーブ内科皮フ科	竹 内 ゆかり
8	パスピ９８	間 瀬 万 梨
9	阿久比町障がい者相談支援センター	行 武 亮太郎
10	健康介護課	
11	健康介護課　地域包括支援センター	
12	子育て支援課	
13	学校教育課	

実施状況

回数	日　時
第1回	令和元年　7月３１日
第2回	令和元年１０月２９日
第3回	令和２年　3月　2日
第4回	令和２年　6月１６日
第5回	令和２年　7月２７日
第6回	令和２年　9月１４日
第7回	令和２年１１月１１日

⑵ 「我が事」として受け止める地域づくり部会（参加）

委員名簿

	所属・団体名等	氏　名
1	学区代表	髙 野 隆 彦
2	民生委員・児童委員協議会	山 内 英 治
3	令和元年度行政協力員	廣 瀬　実
4	赤十字奉仕団（令和元年度）	関　香津美
	〃　（令和２年度）	青 木 りえ子
5	グループホーム阿久比	内 田 ゆかり
6	青少年健全育成地区推進員連絡協議会	新 美 智 彦
7	いきいきクラブ連合会	榎 本 秀 樹
8	宮津団地ふくしの会	今 井 泰 成
9	阿久比団地小地域福祉みなみ風	佐 藤 俊 治
10	もちの木園	堀 田　学
11	健康介護課	

12	健康介護課　地域包括支援センター
13	子育て支援センター
14	防災交通課

実施状況

回数	日　　時
第1回	令和元年　7月３１日
第2回	令和元年１０月２５日
第3回	令和2年　2月２７日
第4回	令和2年　6月１８日
第5回	令和2年　9月１６日
第6回	令和2年１１月１２日

⑶「我が事」として受け止める人づくり部会（担い手育成）

委員名簿

	所属・団体名等	氏　　名
1	学識経験者	青　木　　浩
2	更生保護女性会（令和元年度）	山　本　恵美子
	〃　　（令和２年度）	近　藤　由美子
3	防災ボランティアあぐい	安　井　洋　子
4	シルバー人材センター	遠　藤　公　昭
5	ＮＰＯ法人もやい	岡　戸　久　子
6	阿久比メンズクラブ	國　嶋　　治
7	子育て支援グループ　むぎ・むぎ	植　田　千代美
8	小規模多機能ホーム阿久比	世古口　由香里
9	いきなり！オヤジ塾	大　岩　雄　治
10	おもちゃ病院	香　川　正　弘
11	健康介護課	
12	健康介護課　地域包括支援センター	
13	政策協働課	
14	社会教育課	

実施状況

回数	日　　時
第1回	令和元年　7月３１日
第2回	令和元年１０月２１日
第3回	令和2年　2月２８日
第4回	令和2年　6月１７日
第5回	令和2年　9月１８日
第6回	令和2年１１月　9日

❸ 地域福祉ミーティング

⑴ 地域福祉ミーティングの実施状況

回数	学　区	日　　時
第１回	東部学区	令和元年　９月　５日
	草木学区	令和元年　９月１２日
	英比学区	令和元年　９月１９日
	南部学区	令和元年　９月２６日
第２回	東部学区	令和元年１１月　７日
	草木学区	令和元年１１月１４日
	英比学区	令和元年１１月２１日
	南部学区	令和元年１１月２８日

⑵ グループ別地域福祉課題検討まとめ

学区	行　政　区	テ　ー　マ
東部	**横松**	**１　福祉関係で困っている人はいると思うが声をあまり聞かない**
⑴解決に向けての課題		①困り事が言いにくい ②コミュニケーションの場がない ③情報収集の手法を考える ④行政が解決方法を考えるべき ⑤他市町村の動き、方策、悩み解決
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと		**②コミュニケーションの場がない** →　口コミ、コミュニケーション、近親者への連絡、積極的に声かけをする
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと		**③情報収集の方法を考える** →　既存組織を活かす、老人会などの活用を図りコミュニティの場を設ける、隣組、組長との意見、情報交換を常にとる
東部	**萩**	**２　役員のなり手がいない**
⑴解決に向けての課題		①人材不足 ②負担が大きい ③仕事との両立 ④無関心 ⑤年齢的問題 ⑥メリットがない ⑦役員のなり手がいない
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと		**③仕事との両立** →　事前に職場に相談し都合を付ける **④無関心** →　行事にできるだけ参加する、参加するよう心掛ける、なるべく参加する **⑥メリットがない** →　報酬を頂きそれを仕事とする **⑦役員のなり手がない** →　みんなでボランティア精神発揮、地域にボランティアで協力する
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと		**②負担が大きい** →　老人パワーを活用する、女性の参加、役員以外の人に得意分野で手伝ってもらう、役割分担を細分化して負担を減らす、仕事の分担をして一人の仕事量を減らす、システムを変える、班の中で分担制にする
東部	**宮津山田**	**３　若者を含め自治会活動の担い手不足が発生していること**
⑴解決に向けての課題		①行事、会議が多い ②無責任、無関心 ③若者を含め自治会活動の担い手不足が発生していること
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと		**①行事、会議が多い** →　ボトムアップによる行事を取り入れる、行事のスクラップアンドビルドの考えをもつ、魅力ある行事を追及する

	②無責任、無関心 → リーダーの養成（若い人）、家族、子どもにアンケートを取る（興味を向ける）、若者を集めた会合をつくる、コミュニケーション、若者同好会を作る、子ども参加型の行事を作る、児童部の活発化（子ども会との合体）、親子が参加できる行事を工夫する、若者を含めた（子ども）ビジョンを明確にする、イメージアップ、意識向上教育
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと	**②無責任、無関心** → 意識向上教育
東部　宮津団地	**４　移動手段に困っている**
⑴解決に向けての課題	①アグピー号 ②ボランティア送迎 ③タクシー ④移動手段に困っている
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと	**②ボランティア送迎** → 空いている時間で、車が必要な人を乗せていく事
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと	**②ボランティア送迎** → 送迎できるよう保険加入を急ぐ、送迎ボランティアを募集し組織化する **③タクシー** → タクシー券の活用 **④移動手段に困っている** → 移動販売車の乗り入れ、移動販売制度を作る
東部　宮津	**５　東部宅老ボランティア、利用者が増加しない**
⑴解決に向けての課題	①ボランティアの負担 ②ボランティア不足 ③利用者が少ない ④利用者が少ない（移動） ⑤利用者が少ない(PR不足)
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと	**①ボランティアの負担** → 隣同士の助け合い手助け、献立の簡素化、週に一度はお弁当を採用する **③利用者が少ない** → 声かけ、普段からのあいさつ **④利用者が少ない（移動）** → 雨が降った時などに、遠くの利用者さんの送迎ができる
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと	**①ボランティアの負担** → メニューをしぼってボランティアの負担を小さくする （男のボランティアの参加を望みたい） **③利用者が少ない** → 魅力ある宅老所にする、色々な催し物を、東部コミュニティで議論してみる **④利用者が少ない（移動）** → 遠方の場合は車で送迎、送迎のボランティアさんがいるといい **⑤利用者が少ない(PR不足)** → 体験会の催し、見学会の計画（送迎もする）
英比　板山･福住	**６　高齢化について**
⑴解決に向けての課題	①少子化 ②仕事 ③長生き ④近所づきあい ⑤お金 ⑥情報不足
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと	**①少子化** → 各区字で班の絆をもっと強力にするように努める、見守りができるようにする、やっぱり隣三軒両隣がだいじ **④近所づきあい** → あいさつ(声かけ)、地区内を歩いてあいさつしよう、隣近所の声かけ、歩いている人がいたらとにかく挨拶をする、地域活動に参加しよう、いきいきクラブの活動で見守り、お助けマンをやるようにする
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと	**⑥情報不足** → 組織作り、地域の助け合い活動、サロンの見守り、福祉委員会のような組織を作って発信する
英比　阿久比団地	**７　高齢者の日常生活の手助け**
⑴解決に向けての課題	①健康 ②つき合い方 ③交通／足 ④頼れる存在

⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと	**②つき合い方** →　訪問やアンケートを通して具体的に困っていることが何かをつかむ
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと	**③頼れる存在** →　ボランティアに若い元気な次につながる世代の人を抱え込む
英比　卯之山･坂部	**8　長寿会の加入者が少ない**
⑴解決に向けての課題	①入会年齢 ②魅力不足 ③魅力PR不足 ④負担 ⑤つきあい
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと	**①入会年齢** →　入会年齢を70歳以上とし、原則全員入会とする **②魅力不足** →　補助金を増やす
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと	**①入会年齢** →　65才で全員入会、老人式を65才で行う、新規加入お祝い金を支給することを働きかける **②魅力不足** →　65歳以上対象で、エアロビ教室、ヨガ教室、フラダンス教室、いも煮会、やきいも大会等、楽しいイベントをやりましょう
英比　白沢	**9　サロンの充実**
⑴解決に向けての課題	①場所 ②運営協力者 ③来る人、利用者
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと	**②運営協力者** →　サロンが盛り上がるよう、野菜の販売（生産者）に来てもらうよう働きかける、小時間スタッフとして協力する **③来る人、利用者** →　友人の友人を連れてきてもらう
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと	**①場所** →　空家の有効活用 **③来る人、利用者** →　移動サロン、タクシー巡回、ボランティアで見廻る、訪問活動
英比　白沢台･高根台	**10　担い手をどうやって増やすか**
⑴解決に向けての課題	①負担 ②定年延長 ③関心が低い ④自分中心
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと	**①負担** →　行事の見直し、簡略化、自治会活動の組の編成 **③関心が低い** →　地域活動の重要性の発信、企業向け地域活動のPR
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと	**①負担** →　支援･リーダーチームは、専門職化、当日イベントを支える組長、組織の負担軽減 **②関心が低い** →　同好会･老人会のPR、きっかけづくり、投資募集、団体企業化効果PR、クラウドファンディング
草木　1･2･4号	**11　近所づきあいが少ない**
⑴解決に向けての課題	①個人主義、関わらない ②集まる所 ③会社、仕事が忙しい
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと	**①個人主義、関わらない** →　組長の任務として隣近所を気に掛ける、声を密にすること、あいさつ運動をする、近所の老人に声をかけ、皆でおしゃべり、お茶する、野菜のおすそ分けをする **③集まる所** →　地域行事（盆おどり、運動会）には極力参加する、隣組の集まりに積極的に参加する
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと	**①個人主義、関わらない** →　地域であいさつ、大字の区長より組長に対して声掛けの指導をする **②集まる所** →　防災できっかけ、ご近所防災の場をつくる、隣組で集まりの場所の復活

草木	3･5･6号	12　地域の交流
⑴解決に向けての課題		①話しが出来ない ②食事、買物 ③情報がない ④地域の交流
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと		**③情報がない** →　声掛け･見守る、知り合いになる、あいさつからお互いの存在を確かめ合う、所属するグループがあれば仲間から声かけする、身近な人に声かけしてもらう
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと		**③情報がない** →　声掛け、ボランティアの人を伸ばす、話担当を作る、回覧で交換ノート、魅力ある一人暮らし対象のイベント **④地域の交流** →　専門家、コンサルタントにノウハウを伝授してもらう
南部	阿久比･矢口･植･高岡	13　担い手不足で困っている
⑴解決に向けての課題		①負担 ②魅力PR不足 ③関心が低い
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと		**②魅力PR不足** →　いきいきクラブをどのように活用するか、楽しい活動やりがいのある活動をする **③関心が低い** →　散歩しながらなど意識して「あいさつ」できる地域にする
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと		**②魅力PR不足** →　地域住民に対し、担い手やリーダーの必要性をわかりやすく説明し、その気にさせる、若い人からの参加をうながす **④関心が低い** →　「何か」があると自主性が生まれる、つながりが大切だと思える地域にする、社協の関わり方を再考すべき
南部	椋岡	14　活動を幅広く増やすために
⑴解決に向けての課題		①リーダーがいない ②集まりがなくなった ③わがまま主義 ④繋がりがない ⑤他に楽しみが増えた ⑥活動を幅広く増やすために
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと		**①リーダーがいない** →　回覧板等で趣味の同じ人を募集しサークル活動を増やす **②集まりがなくなった** →　近所の人達で小さく集まり、気が合う仲間でグループを作る、小集団から広げていく、近所の人達で小さく集まり気が合う仲間でグループを作る **⑤活動を幅広く増やすために** →　サークル活動にはお金が必要だがお金がないので、少額でも良いから予算を計上する
南部	大古根	15　人とのつながりが薄い
⑴解決に向けての課題		①人と関わりたくない ②困ってない人々 ③あつまれない
⑵課題解決に向けて私がすぐできそうなこと		**④あつまれない** →　誘って連れ歩く、組単位の食事会の開催
⑶課題解決に地区ができること。時間はかかるけど重要なこと		**③あつまれない** →　クラブを立ち上げる、料理クラブ、手芸クラブ、近所でバーベキュー、アピタのゲートボール場をつぶし公園にする、若いお母さんが集まれる場所、公民館の活動、手助けしてくれる人材確保

❹ 用語説明

【ア行】	
アウトリーチ	自発的に援助を求めてこない対象者へのアプローチの方法で、専門職員などが地域に積極的に出て対象者と対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと
アセスメント	対象者の問題や状況の本質、原因などを理解し援助に必要な方針を立てるため、対象者が何を求めているのか正しく知り、対象者の能力や生活環境などを把握し、生活全般の課題を把握すること
いきいきクラブ友愛活動	いきいきクラブが、会員や地域住民を対象に、社会的孤立を防止するために行う、独居世帯等への見守り活動、地域の集会所等を利用して行うサロン等の支え合い活動のこと

【カ行】	
協働	市民、事業者、市民公益活動団体、行政などのそれぞれの主体が、対等な関係の中で、互いの立場や特性を理解しながら、まちづくりという共通の目標にむけて協力して行動すること
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な状態にある高齢者や障がいのある人が、不当な取り扱いを受けることなく、自らの権利が十分に守られ、安心して暮らしていけるよう支援すること
コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）	高齢者、障がいのある人、子どもなどの対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う専門職のこと コミュニティソーシャルワーカーは、制度の狭間にある課題や複合的な課題への対応を行ったり、新たな支援の仕組みづくりのための調整やコーディネートなど、地域づくりも行う

【サ行】	
社会的孤立	支援や救済制度の対象から外れた（もしくは制度があっても制度につながっていない）社会的生活が不安定な状態にある人
社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織 行政や関係機関などと連携して、ボランティア事業や小地域福祉ネットワーク活動、普及啓発活動などを推進する
重層的支援体制	既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの
小地域福祉活動	大字又は自治会単位において、民生委員・児童委員、いきいきクラブ、子ども会、自治会関係者が連携して社会的孤立を防止するために行う地域の見守り活動及び支え合い活動のこと
生活困窮者	就労・心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度 家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、 契約などの法律行為の同意や代理などを行う 判断能力が十分なうちに後見人になってもらう人と契約を結び、判断能力が衰えたときに備える「任意後見」と、判断能力が衰えた後に家庭裁判所への申し立てをして後見人を選ぶ「法定後見」がある

【タ行】	
ダブルケア	子育てと介護を同時に行うこと。晩婚化や出産年齢の高齢化が要因で、子育てと介護が一人に集中したり、孤立化したり、離職するなどの問題が生じやすい
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係をこえて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野をこえて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと

【ナ行】	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者で、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ、書類の管理などをするのに不安のある方が、社会福祉協議会と契約して支援を受ける制度
ニッポン一億総活躍プラン	平成２８年に閣議決定された、全員参加型の社会の実現に向け、国の経済成長の妨げの根本にある少子高齢化社会の問題に取り組んでいくための計画

【ハ行】	
パートナーシップ	まちづくりなどの事業において、市民、事業者、行政などが各々、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係のこと
８０５０問題	５０代前後のひきこもりがちな子どもを、８０代の親が養っている状態 経済難からくる生活の困窮や孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるなどの問題が生じることがある
伴走型支援	困りごとそのものの解決を目的とするだけではなく、困りごとを抱えたその人とつながりつづけることを目的とした支援
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には６か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出を行っている場合を含む）を示す現象概念のこと
避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な人であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人
包括的支援体制	高齢、障がい、児童等の分野ごとの相談体制では、対応が困難な世帯の中での課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域で孤立・排除されているケースなどを確実に支援につなげ、かつ生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるよう、既存の相談支援機関を活用し、関係機関、地域住民、民生委員・児童委員等の地域関係者が連携する体制
ボランティアセンター	社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動にすでに取り組んでいる人や、これから取り組もうとする人を応援するため、活動に役立つ情報の収集・発信を行うとともに、たくさんの人が出会い、交流できるような事業を実施

【マ行】	
民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員 地域の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役をつとめるなど、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、さまざまな活動や支援を行っている
モニタリング	現状を観察し把握することで、支援が必要な対象者に対して必要なサービスが提供されているか、状況の変化に応じて対象者に新たなニーズが発生していないか、定期的に対象者と面談して把握すること 変化があれば支援策を変更する

【ヤ行】	
要支援・要介護認定	日常生活に支障があり、介護保険法に基づくサービスを利用される場合、町は要支援・要介護認定の申請を受け、認定調査、主治医意見書をもとに審査を行い、必要な介護の度合いを「要支援１、２」及び「要介護１～５」で表し認定する